

本ガイドブックは、市町が被災者に対して支援制度を紹介するための基礎的な情報をまとめたものです。市町ごとに、独自の支援制度や連絡先等を追加し、被災者支援にご利用ください。

被災者支援制度ガイドブック

(令和 6 年能登半島地震・令和 6 年奥能登豪雨)

令和 7 年 7 月現在

避難先情報の登録・更新をお願いします

●石川県では、自治体からの支援情報をお届けするため、被災された方に、連絡先などの登録をお願いしています。

※すでに登録済の方も、**避難先が変わった場合**などは、**登録情報の変更**をお願いします。
(**住所が変更になると情報が届かなくなる可能性があります。**)

1.LINEによる登録

※右のQRコードから登録してください。⇒



2.電話による登録

以下の番号に電話いただき、案内に従って連絡先などの情報をお伝えください。

※登録情報の変更も同様の手順です

☎076-225-1959 平日9:00~17:00

※令和6年8月1日より電話番号が変更となっています

(住民向け)

●り災証明に関すること

☐ り災証明の交付	1
----------------------------------	---

●住まいに関すること

☐ 住宅の応急修理（災害救助法）	2
☐ 住宅の応急修理制度に関する掛かり増し経費補助金	3
☐ 応急仮設住宅（建設型）の供与	3
☐ 生活家電の購入支援	4
☐ 石川県住宅耐震化促進事業	4
☐ 自費解体つなぎ資金融資利子助成事業	5
☐ 被災宅地復旧支援事業	5
☐ 自宅再建利子助成事業	6
☐ 石川県住宅再建支援事業（二重ローン対策）	6
☐ 住まい再建・賃貸入居支援事業	7
☐ 住まい再建・公営住宅入居支援事業	7
☐ 住まい再建・転居費用支援事業	7
☐ 土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業	8
☐ 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更	9
☐ 災害復興住宅融資（建設・購入・補修）	9
☐ 母子父子寡婦福祉資金	10
☐ いしかわの森で作る住宅推進事業	10

● お金に関すること

□被災者生活再建支援制度	11
□地域福祉推進支援臨時特例給付金制度	12
□能登創生住まい支援金	12
□生活福祉資金制度による貸付（緊急小口貸金貸付）※特例措置あり	13
□生活福祉資金制度による貸付（福祉資金住宅補修費・災害援護費）※特例措置あり	13
□災害弔慰金	14
□災害障害見舞金	14
□災害等遺児すこやか資金	15
□母子父子寡婦福祉資金	15
□生活保護	16
□雇用保険の失業等給付	16
□国の教育ローン	16
□教育費負担軽減奨学金（家計急変支援）	17
□石川県育英資金の貸与型奨学金（緊急採用）	17
□被災生徒通学費給付金	17
□大学生等を対象とする奨学金の緊急採用等	17
□令和6年(2024年)能登半島地震に係る高等学校等奨学生募集	18
□自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン	18

● 税金に関すること

□市町村税の減免措置等	19
□県税の減免措置等	19
□国税の減免措置等	20

● 減免・免除等に関すること

□児童福祉施設（保育所・認定こども園を除く）に係る入所者負担額の減免	21
□障害者福祉サービス、補装具費及び地域生活支援事業の利用者負担額の減免措置等	21
□医療保険（協会けんぽ）の窓口負担の減免措置	21
□放課後児童クラブの利用料の減免	21
□児童扶養手当等の特例措置	22
□小・中学生の就学援助措置	22
□石川県育英資金返還猶予	22
□私立高等学校授業料等減免措置	22
□大学等授業料等減免措置	22

□ パスポート手数料の免除	23
---------------	----

(事業者向け)

● 商工関係

□ 令和6年能登半島地震特別貸付	24
□ 雇用調整助成金（能登半島地震豪雨・半島過疎臨時特例）	25
□ 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨災害対策特別融資	26
□ 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨経営改善サポート融資	26
□ 小規模事業者持続化補助金	27
□ 中小企業持続化補助金	27
□ 石川県なりわい再建支援補助金	27
□ 石川県営業再開支援補助金	28
□ 石川県チャレンジ支援補助金	28
□ 石川県起業促進補助金	28
□ 石川県商店街災害復旧事業補助金	29
□ 石川県商店街にぎわい創出事業補助金	29
□ 石川県伝統工芸事業者再建支援事業費補助金	29
□ 産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）	30
□ 在籍型出向促進助成金	30
□ 石川県雇用環境整備助成金	31
□ 地域雇用開発助成金（能登半島地震特例）	31
□ 雇用のミスマッチ解消・人材確保助成金事業	32
□ 被災者緊急スキルアップ研修推進事業	32

● 農業関係

□ 農地・農業用施設災害復旧事業	33
□ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業	33
□ 農業制度資金	34
□ 農業共済・収入保険	34
□ 農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ）	35
□ 営農環境整備支援事業	35
□ 雇用就農資金	35
□ 農地等手づくり復旧支援事業	36
□ 令和6年能登半島地震復興労働力確保対策事業（農業人材マッチング促進事業）	36

●林業関係

□株式会社日本政策金融公庫による資金貸付	37
□全国木材協同組合連合会による利子助成	37
□林業・木材産業災害復旧対策保証	37
□林業・木材産業改善資金	37
□林業・木材産業施設の復旧	38

●水産業関係

□公共土木施設災害復旧事業	39
□漁業用施設災害復旧事業	39
□被災地水産業運送支援事業	39
□漁船等災害復旧支援事業	39
□漁業制度資金	40
□漁獲共済	40
□漁船保険	40
□沿岸漁業改善資金	40

(共通)

●各種相談

□金沢弁護士会による無料電話相談（復興支援ダイヤル）	41
□日本弁護士連合会による無料電話相談	41
□石川県司法書士会による無料電話相談	41
□被災者の方のための法テラス無料法律相談	41
□人権相談（法務局）	42
□いしかわ性暴力被害者支援センター「パープルサポートいしかわ」	42
□石川県配偶者暴力相談支援センター	42
□石川県女性相談支援センター	43
□外国人のための無料相談	43
□いしかわ被災者支援センター	43
□児童に関する相談	44
□「からだ」と「こころ」の健康相談	44
□妊娠・出産・子育てに関する相談	44
□消費生活相談	45
□被災ペット相談	45
□いしかわ就職・定住総合サポートセンター（I L A C）	45
□労働相談	45

□労働関係トラブルの解決に関する相談	46
□中小企業・小規模事業者の相談窓口	46
□住宅相談	46
□震災住宅相談ボランティアダイヤルいしかわ	46
□自費解体の業者に関する相談窓口	47
□納屋や格納庫の修繕や再建の相談について	47
□公費解体業者に関する困りごとの相談窓口	47
□住まいの再建（建替え・修理等）相談受付窓口	47

●その他

□ハロートレーニング（公的職業訓練）	48
□ボランティアの派遣依頼について	48
□インターネット（HP・SNS）による被災者支援情報の発信	48
□文化財補助金事業	49
□文化財等災害復旧事業	49
□仮設住宅自治組織形成支援事業	49
□地域コミュニティ施設等再建支援事業	50
□地域の祭り再開支援事業	50
□「祭りお助け隊」（祭りのボランティア）の派遣依頼について	51
□能登の文化団体活動再開支援事業	51

●県の手数料等の減免 52

◎石川県庁における電話相談窓口一覧 63

◎ひな型（市町独自の支援制度等を追加する際に適宜ご利用ください。） 64

(住民向け)

●り災証明に関すること

制度の名称	り災証明の交付
支援の種類	証明
概要	●市町が住家等の被害の状況を調査し、被災者へ交付する「災害による被害の程度を証明する書面」であり、各種の被災者支援制度の適用を受ける際に必要とされるものです。 ●り災証明書により証明される被害程度としては、「全壊」、「半壊」等があり、基準に基づきそれらの判定が行われます。
お問い合わせ	災害時にお住まいの市町

●住まいに関すること

制度の名称	住宅の応急修理（災害救助法）
支援の種類	現物支給
制度の内容	●災害救助法に基づく住宅の応急修理は、災害により住宅が大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に要した費用を支援します。 ※全壊でも対象となる場合があります。 ●応急修理は、住民からの申し込みに基づき市町が業者に依頼し、実施します。 ●修理限度額 大規模半壊、中規模半壊、半壊：1世帯あたり 70万6千円（地震）、71万7千円（豪雨） 準半壊：1世帯あたり 34万3千円（地震）、34万8千円（豪雨） ●申請期限 令和7年12月31日（状況に応じ延長の場合あり）
活用できる方	●災害救助法が適用された市町（※）において、自らの資力を以てしては住宅を修理することができず、以下の要件を満たす方が対象です。 ・災害により住宅が準半壊以上の被害を受けた方で、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住む方 ※災害救助法が適用された市町 ①地震 金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町 ②豪雨 七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町 ●申請期限 令和8年9月30日
お問い合わせ	災害時にお住まいの市町

制度の名称	石川県住宅の応急修理制度に関する掛かり増し経費補助金	
支援の種類	補助・受付窓口の設置	
制度の内容	●相談受付窓口 ・住宅の建替え・修理（応急修理含む）・宅地復旧の相談を受け付けます。 ・ご希望に応じて、工事業者を手配します。 ●掛かり増し経費の補助 遠隔地からの出張のため、移動に要するガソリン代や宿泊代等の費用（掛かり増し経費）を補助します。 ※掛かり増し経費は、工事業者に県が直接、補助します。 <補助額> ○見積調査（見積提示） 1) 人件費 14,300円／人 2) 燃料費 最大（片道）5,200円（※加賀市から珠洲市の場合） ○修繕工事 1) 人件費 14,300円／人 2) 燃料費 最大（片道）5,200円（※加賀市から珠洲市の場合） 3) 宿泊費 9,800円／日	
活用できる方	令和6年能登半島地震により被災した能登地域6市町（輪島市、七尾市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町）の住宅において、応急修理制度を利用される方	
お問い合わせ	●工事業者の手配に関すること TEL：0120-123-688（フリーダイヤル） 石川県木造住宅協会・石川県建設業協会事務局内 ・受付URL < https://www.jiwood.or.jp/reconstruction/form/ > ⇒ ・受付時間 午前9時から午後5時まで（土日・祝日除く） ・受付期間 令和6年7月26日から令和7年12月26日 ●制度全般に関すること TEL：076-225-1777 石川県土木部建築住宅課 ※手続きなど詳しくは、以下のページをご確認ください。 < https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/saigai/notojisinnoukyuusyuurikakarimasi.html > ⇒	 

制度の名称	応急仮設住宅（建設型）の供与	
支援の種類	現物支給・現物貸与	
制度の内容	●被災者の生活再建のため、県が応急仮設住宅（建設型）を提供します。 ●入居可能期間は原則2年間です。	
活用できる方	●令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨において災害救助法が適用された市町（※）に住所を有する方で、自らの資力を以てしては住宅を確保することができず、下記いずれかの要件を満たす者 ①次のいずれかに該当する方 ・住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住居がない者 ・半壊（大規模半壊、中規模半壊を含む）であっても、住宅としての利用ができず、やむを得ず解体を行う者 ・二次災害等により住宅が被害を受けるおそれがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等をうけているなど、長期にわたり自らの住居に居住できないと市町長が認める者 ②その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた者 ※災害救助法が適用された市町 ①地震 金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町 ②豪雨 七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町	
お問い合わせ	災害時にお住まいの市町（対象自治体：七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町）	

制度の名称	生活家電の購入支援
支援の種類	自治体による給付
制度の内容	応急仮設住宅（応急仮設住宅（建設型）、賃貸型応急住宅（みなし仮設）、県内の公営住宅等）に入居された方に対して、生活家電の購入支援制度を設けています。 【対象家電】 ・テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン 【支援額】 ・テレビ、冷蔵庫、洗濯機は、1点につき 6万円（消費税を含む）を上限とし、1戸あたり総額13万円（送料・設置料・消費税を含む） ・エアコンは、1戸あたり総額10万円（送料・設置料・消費税を含む） ※超過分は自費となります。 ※1戸あたり各家電は1点のみ
活用できる方	応急仮設住宅（応急仮設住宅（建設型）、賃貸型応急住宅（みなし仮設）、県内の公営住宅等）に入居された方 ※エアコンについては、賃貸型応急住宅（みなし仮設）、県内の公営住宅等に入居された方のうち、エアコンがなく、設置が必要な方（1台目限り）
お問い合わせ	お住まいの市町（対象自治体：七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町）

制度の名称	石川県住宅耐震化促進事業
支援の種類	補助
制度の内容	●地震で被災し耐震性が低下した住宅の耐震改修などを支援します。（補強計画を含む） ○耐震診断 簡易型：自己負担なし（図面がない場合、追加5千円） 通常型：補助率3/4、限度額9万円 など ○耐震改修 定額210万円（住宅の傾斜修復を含む） など ○建替え 定額210万円 など ※補助額等は市町により異なりますので、災害時にお住まいの市町にお問い合わせください。
活用できる方	●令和6年能登半島地震で被災した住宅（罹災証明が発行された住宅）にお住まいの方
お問い合わせ	災害時にお住まいの市町

制度の名称	自費解体つなぎ資金融資利子助成事業
支援の種類	給付
制度の内容	●令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨により損壊した家屋等を自ら解体・撤去し、金融機関等から解体費用に係る融資を受けた場合に、融資額に対する利子額の全部又は一部について給付します。 ●給付金額 金融機関等が発行する返済予定表等に記載の利子額のうち、解体費用に相当する融資額に対する利子額とし、融資を実行した日から起算して5か月分（5か月に満たない場合は、その期間）の利子額を上限として給付します。 （利率・給付額の上限なし/すでに借入れ・返済済みの場合も対象）
活用できる方	●県内の市町で被災し、自費解体の資金を金融機関から借り入れた個人の方で、次の(1)～(4)の全ての項目に該当する方が対象です。 (1) 罹災証明書で、「半壊」以上の判定を受けている方 (2) 損壊家屋等を解体する目的で、金融機関等から融資を受けている方 (3) 市町に自費解体（解体費用の払戻し）の申請書を提出し、受理されている方 (4) (3)の制度以外に自費解体費用に係る支援制度等を活用していないこと
お問い合わせ	石川県生活環境部資源循環推進課 TEL：076-225-1474

制度の名称	被災宅地復旧支援事業
支援の種類	補助
制度の内容	●令和6年能登半島地震により被災した宅地に対し、下記に示す宅地復旧に関する補助。 (1) 復旧工事 原形復旧を基本とした次に掲げる工事（構造基準を満たすものへの変更を含む。） ア のり面の復旧工事 イ 擁壁の復旧工事（旧擁壁の撤去、擁壁に関する排水施設設置工事を含む。） ウ 地盤の復旧工事（陥没への対応工事を含む。） (2) 地盤改良工事 液状化が発生したとみられる区域における液状化再度災害防止のための住宅建屋（住宅及び住宅に附属する用途に供する建築物。）下の地盤改良工事 (3) 住宅基礎の傾斜修復工事 住宅建屋の基礎について沈下又は傾斜を修復する工事 （住宅耐震化促進事業において交付を受けている又は交付を受けようとする同一工種を除く。） ●以下のいずれかの宅地で、住まいを再建する者 (1) 発災時に居住していた宅地 (2) 能登創生住まい支援金による住まい再建を実施する能登12市町※1で 全壊・半壊解体世帯が、発災時に居住する市町内において購入等する宅地※2 ※1 七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町 ※2 新たに購入、譲渡により取得する宅地又は借りた宅地のほか既に所有している宅地も対象。ただし、発災後に造成された分譲宅地、新築建売の宅地は対象外 ●補助対象額 上記復旧工事に係る事業費の合計1,200万円を上限とする。 ●補助率 事業費から少額工事相当額などの50万円（所有者負担）を控除した額の2/3（766.6万円を上限とする） ※宅地の所在する市町によって上限が変わることがあります。
活用できる方	●令和6年能登半島地震発生時に住宅（企業や団体等の社宅、寮その他これらに類するものは除く。）の用に供されていた宅地の所有者、管理者又は占有者 ただし、分譲宅地等の宅地開発用の宅地は除く。
お問い合わせ	●災害時にお住まいの市町の被災宅地担当窓口

制度の名称	自宅再建利子助成事業
支援の種類	給付
制度の内容	●令和6年能登半島地震により自ら居住していた住宅に一定の被害を受けた方等が、県内で居住する住宅を新築、購入又は補修するために、金融機関等から融資を受けた場合の借入額に係る利子の支払額の全部又は一部について助成します。 ●給付金額 借入額、利率及び実際の返済期間に基づき算定した利子相当額を交付決定後一括給付します。 (1世帯当たり1回限り、上限300万円) ●申請期限：令和9年1月31日（再建住宅入居完了後に申請）
活用できる方	●県内の市町で被災し県内で住宅を再建した、次の（1）から（3）の全ての項目に該当する方（法人を除く）が対象です。 ただし、「石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金」の給付を受けている方は、対象となりません。 （1）次の（ア）から（イ）のいずれかに該当する方 （ア）県内市町長が発行する罹災証明書で全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の判定を受けた方 （イ）被災者生活再建支援法に基づき、住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯の方 （ウ）被災者生活再建支援法に基づき、長期避難世帯として認定されている方 （エ）応急仮設住宅等（建設型応急仮設住宅、賃貸型応急住宅、公営住宅目的外使用）に入居していた方 （2）住宅を再建し、その住宅に入居する日の属する年の前年の収入（所得）額が、次の収入（所得）要件を満たす世帯の方 ・世帯全員の収入が給与収入のみの場合：世帯収入合計額600万円以内 ・世帯員の収入に給与収入以外の収入がある場合：世帯所得合計額440万円以内 ※世帯員の中に23歳未満の被扶養者がいる世帯の場合は上記の収入（所得）の制限無し ※障がい者、高齢者等がいる世帯の場合は上記の収入（所得）から控除あり （3）被災された本人又は本人の親族が住宅再建のために金融機関等から融資を受けていること
お問い合わせ	給付金コールセンター〔利子助成専用〕 TEL：076-225-1968

制度の名称	石川県住宅再建支援事業（二重ローン対策）
支援の種類	給付
制度の内容	●令和6年能登半島地震により自ら居住していた住宅に被害を受け、被災住宅に係るローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、利子相当額を支援します。 ●給付額 最大50万円（既存の住宅ローンに係る利子相当額） ※融資残高、利率と残返済期間に基づき元利均等返済の利子計算方法で算出します。
活用できる方	●以下の全ての要件に該当する方が対象です。 （1）県内の自ら居住していた住宅が能登半島地震により被災し、発災（令和6年1月1日）以前からその被災住宅に係る既存の住宅ローンを有している方 （2）県内に自ら居住する住宅の再建のために300万円以上の新たな住宅ローンを契約した方 （3）新たな住宅ローンを契約した日の前月末時点で1の被災住宅に係る既存の住宅ローンが500万円以上ある方 （4）新たな住宅ローンを契約した日の属する前年（前年の所得証明書の取得が困難な場合は前々年）の課税所得金額が805万円以下の者（同一世帯に該当するものがある場合を除く。）
お問い合わせ	石川県能登半島地震復旧・復興推進部生活再建支援課 TEL：076-225-1962

制度の名称	住まい再建・賃貸入居支援事業
支援の種類	給付
制度の内容	●恒久的な住まいとして民間賃貸住宅に入居した際の敷金・礼金等の初期費用相当額を助成します。 ●給付額 一律20万円
活用できる方	●次のいずれかを満たし、恒久的な住まいとして県内の民間賃貸住宅に入居する世帯 1 半壊以上の被災をした世帯 2 敷地被害解体、長期避難世帯 3 応急仮設住宅等から供与期間内に退去した世帯
お問い合わせ	災害時にお住まいの市町（ 市町により実施有無が異なるため、必ず事前にご確認ください。 ）

制度の名称	住まい再建・公営住宅入居支援事業
支援の種類	給付
制度の内容	●公営住宅・災害公営住宅に入居した際の照明・コンロなどの初期設備費用相当額を助成します。 ●給付額 一律10万円
活用できる方	●次のいずれかを満たし、恒久的な住まいとして県内の民間賃貸住宅に入居する世帯 1 半壊以上の被災をした世帯 2 敷地被害解体、長期避難世帯 3 応急仮設住宅等から供与期間内に退去した世帯
お問い合わせ	災害時にお住まいの市町（ 市町により実施有無が異なるため、必ず事前にご確認ください。 ）

制度の名称	住まい再建・転居費用支援事業
支援の種類	給付
制度の内容	●応急仮設住宅等から恒久的な住まい（自宅、民間賃貸住宅、公営住宅）への転居、賃貸型応急住宅から建設型応急住宅への転居の際の引っ越し費用を助成します。 ●給付額 一律10万円
活用できる方	●次のいずれかを満たし、応急仮設住宅等から県内の恒久的な住まいへ転居する世帯、賃貸型応急住宅から建設型応急住宅へ転居する世帯 1 半壊以上の被災をした世帯 2 敷地被害解体、長期避難世帯 3 応急仮設住宅等から供与期間内に退去した世帯
お問い合わせ	災害時にお住まいの市町（ 市町により実施有無が異なるため、必ず事前にご確認ください。 ）

制度の名称	土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業
支援の種類	補助
制度の内容	●住宅移転費支援事業 土砂災害特別警戒区域内において、家屋被害で再建が必要となった方に対し早期再建と負担軽減を図るため、住宅の移転・建替えに要する経費の一部を支援します。 1.対象事業費 土砂災害警戒区域以外への移転に要する次に掲げる経費 ① 住宅除却費（危険住宅の除却、動産の移転経費等） ② 移転経費（建築確認等手続費用、賃貸住宅の賃貸費（1年間）等） ③ 住宅建設・購入費等（住宅建設・購入費、土地購入費、空き家等の改修費） 2.事業対象区域（土砂災害特別警戒区域等） 以下の①及び②の土砂災害特別警戒区域等 ① 土砂災害防止法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域 ② 土砂災害防止法第4条第2項の規定により各市町長に通知した基礎調査の結果に基づく土砂災害特別警戒区域 3.事業の要件 ① 被災住宅を除却すること ② 住宅の居住者が土砂災害警戒区域外に移転すること ③ 移転先が石川県内であること 4.その他 被災住宅の市町と移転先の市町が異なる場合は、原則、移転先の市町で補助金申請等の手続きを実施すること（移転先の市町が補助金申請等の手続きが実施できない場合は、移転元の市町で実施すること） ●補助対象額 300万円/件を上限とする。
活用できる方	●土砂災害特別警戒区域内の自己用住宅に区域指定前から居住し、令和6年能登半島地震による被災者生活再建支援制度の対象となる被災者
制度の内容	●住宅補強費支援事業 土砂災害特別警戒区域内において、家屋被害で再建が必要となった方に対し早期再建と負担軽減を図るため、住宅の現地建替えに要する経費の一部を支援します。 1.対象事業費 現地（土砂災害特別警戒区域内）での建替え（部分建替えを含む）時に必要となる次に掲げる経費 ① 工事費用：建築基準法に規定された住宅補強工事に要する費用 ② 設計費用：住宅補強工事のための設計に要する費用 2.事業対象区域（土砂災害特別警戒区域） 土砂災害防止法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域 ●補助率、補助対象額 事業費の1/2、150万円/件を上限とする。
活用できる方	●土砂災害特別警戒区域内の自己用住宅に区域指定前から居住し、令和6年能登半島地震による被災者生活再建支援制度の対象となる被災者で移転が困難な者
お問い合わせ	災害時にお住まいの市町

制度の名称	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更	
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）	
制度の内容	●地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けたご返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。 - 返済金の払込みの猶予：被災の程度に応じて、1～3年間 - 払込猶予期間中の金利の引下げ：被災の程度に応じて、0.5～1.5%の金利引下げ - 返済期間の延長：被災の程度に応じて、1～3年 ※ 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「り災割合」に応じて決まります。 詳しくは住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関にご相談ください。 （参考）住宅金融支援機構ホームページ https://www.jhf.go.jp/loan/hensai/hisai.html ⇒	
活用できる方	●以下のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方が対象です。 - 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 - 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方 - 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が被害を受けたため、著しく収入が減少した方	
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター TEL：0120-086-353	



制度の名称	災害復興住宅融資（建設・購入・補修）		
支援の種類	貸付（融資）		
制度の内容 (独立行政法人住宅金融支援機構の場合)	●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方が、住宅を建設・購入・補修をする場合に受けられる融資です。 ●融資金利（令和7年7月1日現在：金利は毎月改定します）		
	【利率】		
	基本融資額	年1.4%～1.64%（保険加入条件等による）	
	●融資限度額		
		建設の場合	土地を取得する場合
		土地を取得しない場合	4,500万円
	購入の場合	5,500万円	
	補修の場合	2,500万円	
	※令和6年3月1日の申込受理分から融資限度額が引き上げになりました。		
	(注) その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ（ https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html ）又は下記のお問い合わせ先に ご確認ください。		
			
活用できる方	●ご自分が居住するため又はり災した親等が住むための住宅を建設される方で、住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。		
	※補修に限り、準半壊又は一部損壊の方も対象になります。		
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター TEL：0120-086-353		



制度の名称	母子父子寡婦福祉資金	
支援の種類	貸付（融資）	
制度の内容	●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費の貸付を行います。	
	貸付限度額	200万円以内（通常の限度額150万円に、災害による場合50万円を加算）
	貸付利率	年1.0%（連帯保証人がいる場合は無利子）
	●転宅のために必要な経費の貸付を行います。	
	貸付限度額	26万円以内
	貸付利率	年1.0%（連帯保証人がいる場合は無利子）
活用できる方	●住宅が全壊・半壊、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯が対象です。	
お問い合わせ	・県保健福祉センター地域支援課（町にお住まいの方） ・市福祉事務所（市にお住まいの方）	

制度の名称	いしかわの森で作る住宅推進事業																			
支援の種類	補助																			
制度の内容	●県産材を使用した住宅の新築・増改築又は購入に対し、県産材の使用量に応じて補助 <table border="1"> <tr> <td>県産材 使用量</td><td>3～5m³</td><td>5～7m³</td><td>7～15m³</td><td>15～20m³</td><td>20m³～</td><td>25m³以上、かつ 県産材使用率90%以上</td></tr> <tr> <td>補助額</td><td>10万円</td><td>15万円</td><td>20万円</td><td>30万円</td><td>60万円</td><td>100万円</td></tr> </table>						県産材 使用量	3～5m ³	5～7m ³	7～15m ³	15～20m ³	20m ³ ～	25m ³ 以上、かつ 県産材使用率90%以上	補助額	10万円	15万円	20万円	30万円	60万円	100万円
県産材 使用量	3～5m ³	5～7m ³	7～15m ³	15～20m ³	20m ³ ～	25m ³ 以上、かつ 県産材使用率90%以上														
補助額	10万円	15万円	20万円	30万円	60万円	100万円														
活用できる方	●次の(1)～(4)の全ての項目に該当する方が対象です。 (1) 罹災証明書で全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の判定を受けている方 (2) 「県産材建築ビルダー」が石川県内で建築する住宅の新築・増改築又は購入であること (3) 県産材取扱業者（合法木材供給事業者）発行の「県産材産地及び合法木材証明書」を提出すること (4) 令和6年1月1日以降に本事業の補助を受けていないこと																			
お問い合わせ	・県庁農林水産部森林管理課 TEL：076-225-1643 ・県の各農林総合事務所 森林部林業振興課																			

●お金に関すること

制度の名称	被災者生活再建支援制度			
支援の種類	給付			
制度の内容	●災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。 ●支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。 ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） ③住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） （世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。）			
	</			

制度の名称	地域福祉推進支援臨時特例給付金															
支援の種類	給付															
制度の内容	●能登地域6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）において、半壊以上の被災をした世帯に、給付金を支給															
	●支援内容 家財等支援：最大100万円（家財50万円＋自動車50万円） ※自動車は廃車（永久抹消）した場合に限る。															
	住宅再建支援：最大200万円（賃借の場合：最大100万円） ※実費を勘案、能登地域6市町内での再建が対象															
	<table><tr><td></td><td>家財</td><td>自動車</td><td colspan="2">住宅再建（最大）</td></tr><tr><td rowspan="2">全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊</td><td rowspan="2">50万円</td><td rowspan="2">50万円</td><td>建設・購入 補修</td><td>200万円</td></tr><tr><td>賃借</td><td>100万円</td></tr></table>					家財	自動車	住宅再建（最大）		全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊	50万円	50万円	建設・購入 補修	200万円	賃借	100万円
		家財	自動車	住宅再建（最大）												
全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊	50万円	50万円	建設・購入 補修	200万円												
			賃借	100万円												
※長期避難世帯、敷地被害解体世帯含む																
	●申請期限：令和9年1月31日															
	●詳しくは、ホームページを参照してください。 https://ishikawa-rinjitokurei-kyufukin.com/		⇒													
活用できる方	●能登地域6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）において、半壊以上の被災をした、 ・高齢者や障害者のいる世帯 ・資金の借入や返済が容易でないと見込まれる世帯 ①住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯、②家計急変世帯、 ③児童扶養手当受給世帯、④離職・廃業した人がいる世帯、 ⑤一定のローン残高がある世帯															
お問い合わせ	地域福祉推進支援臨時特例給付金運営事務局 TEL：076-225-1956															

制度の名称	能登創生住まい支援金
支援の種類	補助
制度の内容	●被災地での自宅再建を後押しし、ふるさと能登の街並みを再生し、恒久的な住まいの確保のため、住宅を新築・購入・修繕する者に対し、下記金額を上限として費用の一部を支援します。 ○新築購入の場合：最大200万円 ○修繕の場合：最大100万円 ※各市町で補助条件が異なる場合や市町独自で上乗せ補助制度を実施している場合もありますので、災害時にお住まいの市町にお問い合わせください。
活用できる方	●以下の全ての要件に該当する方が対象です。 ①罹災証明書で「半壊」以上の判定を受けている世帯 ②発災前の居住市町が内灘町以北の能登12市町の世帯 ③発災前の居住市町で住まいを再建する世帯
お問い合わせ	災害時にお住まいの市町

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金貸付）※特例措置あり	
支援の種類	貸付（融資）	
制度の内容	●被災により当座の生活費を必要とする世帯に貸付を行う。	
	貸付限度額	原則10万円、以下の場合20万円以内※
	貸付利率	無利子
制度の内容	※次に掲げる特に必要と認められる場合には、20万円以内とする。 （1）世帯員の中に死亡者がいるとき （2）世帯員に要介護者がいるとき （3）世帯員が4人以上いるとき （4）前各号に掲げるもののほか、重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で特に県社会福祉協議会理事長が認めるとき	
	●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町社会福祉協議会にご相談ください。	
活用できる方	令和6年能登半島地震により当座の生活費を必要とする世帯（低所得世帯に限らない）	
お問い合わせ	・県社会福祉協議会 TEL：076-208-3503 ・お住まいの市町の社会福祉協議会	

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付（福祉資金住宅補修費・災害援護費）※特例措置あり							
支援の種類	貸付（融資）							
制度の内容	●以下の費用に対し、貸付を行う。 <table border="1"> <tr> <td>住宅補修費</td><td>最大250万円</td><td>住宅の補修、修理</td></tr> <tr> <td>災害援護費</td><td>最大150万円</td><td>破損した家具等の購入・修理、新住居への転居</td></tr> </table> ●連帯保証人がいる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は年1.5%の利子 ●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町社会福祉協議会にご相談ください。		住宅補修費	最大250万円	住宅の補修、修理	災害援護費	最大150万円	破損した家具等の購入・修理、新住居への転居
住宅補修費	最大250万円	住宅の補修、修理						
災害援護費	最大150万円	破損した家具等の購入・修理、新住居への転居						
活用できる方	以下のどちらにも該当する方 ①令和6年能登半島地震により被災した方 ②低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯のいずれかに該当する方 ※世帯により所得制限あり							
お問い合わせ	・県社会福祉協議会 TEL：076-208-3503 ・お住まいの市町の社会福祉協議会							

制度の名称	災害弔慰金
支援の種類	給付
制度の内容	●災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。 ●災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 ・生計維持者が死亡した場合：市町条例で定める額（500万円以下）を支給 ・その他の者が死亡した場合：市町条例で定める額（250万円以下）を支給
活用できる方	●災害により死亡した方のご遺族です。 ●支給の範囲・順位 ・ 1. 配偶者, 2. 子, 3. 父母, 4. 孫, 5. 祖父母 ・ 上記のいずれも存在しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくして同居し、又は生計を同じくしていた者に限る） ※県内の全市町対象
お問い合わせ	災害時にお住まいの市町

制度の名称	災害障害見舞金
支援の種類	給付
制度の内容	●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。 ●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 ・生計維持者が重度の障がいを受けた場合：市町条例で定める額（250万円以下）を支給 ・その他の者が重度の障がいを受けた場合：市町条例で定める額（125万円以下）を支給
活用できる方	●災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた方 ① 両眼が失明した方 ② 咀嚼及び言語の機能を廃した方 ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する方 ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する方 ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った方 ⑥ 両上肢の用を全廃した方 ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った方 ⑧ 両下肢の用を全廃した方 ⑨ 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められる方 ※県内の全市町対象
お問い合わせ	災害時にお住まいの市町

制度の名称	災害等遺児すこやか資金
支援の種類	給付
制度の内容	●交通災害等による遺児を養育する方に対し、一時金を支給するものです。 ●遺児1人につき、5万円を支給します。
留意事項	●石川県内に居住する遺児と生計を一にする父母等 ・遺児…中学生以下のお子さんで、生計を一にする父若しくは母又は父及び母以外の扶養者を交通災害等で失った方 ・交通災害等…地震や水害等の天災、交通事故、労働災害 なお、申請期限が遺児となって1年以内となっておりますので、ご注意ください。
お問い合わせ	(小松市、加賀市、川北町 に住民票がある方) 南加賀保健福祉センター地域支援課 TEL : 0761-22-0792 (金沢市、かほく市、白山市、野々市市、津幡町、内灘町 に住民票がある方) 石川中央保健福祉センター福祉相談部地域支援課 TEL : 076-289-2202 (七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町 に住民票がある方) 能登中部保健福祉センター地域支援課 TEL : 0767-53-6891 (輪島市、珠洲市、穴水町、能登町 に住民票がある方) 能登北部保健福祉センター地域支援課 TEL : 0768-22-4149

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	●母子父子寡婦福祉資金とは、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費の貸付を行うものです。 ●災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の方に、償還金の支払猶予などの特別措置を行います。
活用できる方	●母子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） 1. 母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方） 2. 母子・父子福祉団体（法人） 3. 父母のいない児童（20歳未満） ●父子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） 1. 父子家庭の父（配偶者のない男子で現に児童を扶養している方） 2. 母子・父子福祉団体（法人） 3. 父母のいない児童（20歳未満） ●寡婦福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） 1. 寡婦（かつて母子家庭の母であった方） 2. 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方
お問い合わせ	・県保健福祉センター地域支援課（町にお住まいの方） ・市福祉事務所（市にお住まいの方）

制度の名称	生活保護
支援の種類	給付（現物給付含む）
制度の内容	●生活に困窮している方に、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。 ●生活保護は、資産、能力等あらゆるものを活用することを前提として必要な保護が行われます。また、扶養義務者による扶養は保護に優先されます。 ●必要な生活費は、年齢、世帯の人数等により定められており（最低生活費）、最低生活費以下の収入の場合に生活保護を受給できます。なお、保護の基準は、厚生労働大臣が設定します。
活用できる方	●資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方が対象です。
お問い合わせ	お住まいの自治体の福祉事務所（市部では市の福祉事務所、町部では県の保健福祉センター）

制度の名称	雇用保険の失業等給付
支援の種類	給付
制度の内容	●労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給します。 ●災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職又は休業を余儀なくされた方に雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施します。
活用できる方	●激甚災害法の指定地域内の事業所が災害により事業を休止・廃止した場合に休業手当が支払われない方については、実際に離職していなくとも基本手当を受給できます。 ●激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業所が災害により事業を休止・廃止したために一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても基本手当を受給できます。 ※事業所が令和6年奥能登豪雨により直接被害を受け、勤務していた方が一時的に離職した場合に雇用保険の基本手当を受給できる特例措置があります。一時的に離職した方については事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても基本手当を受給できます。
お問い合わせ	石川労働局 職業安定部 職業安定課 お近くのハローワーク（公共職業安定所）

制度の名称	国の教育ローン						
支援の種類	貸付（融資）						
制度の内容	●入学資金・在学資金等の教育資金を融資するものです。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td><td>学生・生徒1人あたり350万円以内</td></tr> <tr> <td>対象経費</td><td>学校納付金，受験にかかった費用，教科書代，定期代，下宿代等</td></tr> <tr> <td>保証人等</td><td>（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の4親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く）に限る）が必要</td></tr> </table> ※金利については株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。	貸付限度額	学生・生徒1人あたり350万円以内	対象経費	学校納付金，受験にかかった費用，教科書代，定期代，下宿代等	保証人等	（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の4親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く）に限る）が必要
貸付限度額	学生・生徒1人あたり350万円以内						
対象経費	学校納付金，受験にかかった費用，教科書代，定期代，下宿代等						
保証人等	（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の4親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く）に限る）が必要						
活用できる方	●世帯の年収（所得）に関する上限額の設定（所得制限）あり						
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター TEL：0570-008-656						

制度の名称	教育費負担軽減奨学金（家計急変支援）
支援の種類	給付
制度の内容	●被災により就労が困難となる等、従前得ていた収入を得ることができない場合に、高校等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、返済不要の奨学金を給付します。 - 全日制高校：131,500～143,700円／年を月割して支給 - 通信制・専攻科：50,500円／年を月割りして支給 - 上記の他、制服を再度購入する必要がある場合：64,800円を支給
活用できる方	●被災により、住民税所得割が非課税（0円）相当に減少した世帯
お問い合わせ	各学校、県教育委員会事務局教育政策課 TEL：076-225-1817

制度の名称	石川県育英資金の貸与型奨学金（緊急採用）
支援の種類	貸与
制度の内容	●災害等により、家計が急変した生徒・学生に対して、緊急採用奨学金の貸与を実施します。 - 貸与額 公立高校 自宅通学 18,000円／月 自宅外通学 23,000円／月 - 私立高校 自宅通学 30,000円／月 自宅外通学 35,000円／月 など
活用できる方	●災害等により世帯の家計の収入・支出が著しく急変した生徒・学生
お問い合わせ	各学校（奨学金担当窓口）、県教育委員会事務局教育政策課 TEL：076-225-1816

制度の名称	被災生徒通学費給付金
支援の種類	給付
制度の内容	●学校や通学路、自宅の損壊等により、通学の方法を変更された生徒に対して、定期券の購入費等の通学費を給付します。
活用できる方	●被災により、通学の方法を変更し新たに通学費が発生した生徒 （例1：学校が損壊し、通学先が変更となった） （例2：自宅が損壊し、避難先から通学することになった）
お問い合わせ	・市町立学校については、市町教育委員会 ・県立学校については、通学されている各学校 県教育委員会事務局教育政策課教育振興推進室 TEL：076-225-1957

制度の名称	大学生等を対象とする奨学金の緊急採用等
支援の種類	貸付・給付・返還猶予
制度の内容	●災害等により家計が急変した学生・生徒に対する、給付型奨学金・貸与型奨学金の採用、災害等により奨学金の返還が困難となった方への減額返還・返還期限の猶予、居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた学生・生徒に対する支援金の支給を行います。 ※申込期限は、家計急変事由の発生が進学前の場合は進学後3か月以内、進学後の場合は事由発生から12か月以内となっています。 ※具体的な基準や減免額などは、JASSO又は学校にお問い合わせください。
活用できる方	●大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の学生・生徒
お問い合わせ	・独立行政法人 日本学生支援機構（JASSO）TEL：03-6743-6011 ・在籍する各学校（奨学金担当窓口）

制度の名称	令和6年(2024年)能登半島地震に係る高等学校等奨学生募集
支援の種類	給付
制度の内容	●能登半島地震で被災された生徒に学資を給付し、生徒の教育の継続と、併せて住民福祉の向上に努めることを目的として、奨学金給付を行います。 給付額 10,000円/月
活用できる方	●2024年10月1日現在、次の高等学校・特別支援学校に在籍している生徒で、自宅が罹災した者。 穴水高校・能登高校・門前高校・輪島高校・輪島高校（定時制）・日本航空高校石川・飯田高校・七尾特別支援学校輪島分校（高等部）・七尾特別支援学校珠洲分校（高等部）
お問い合わせ	各学校（奨学金担当窓口）、（一財）石川県労働者信用基金協会 TEL：076-261-4347

制度の名称	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
支援の種類	法的な倒産手続によらない債務の私的整理
制度の内容	●「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」は、民間の自主的なルールであり、「災害救助法」が適用された自然災害（令和6年能登半島地震・奥能登豪雨など）により被災した個人または個人事業者の方を対象として、住宅ローン等を借りている被災者が、破産手続きなどの法的な倒産手続によらず、銀行などの金融機関等との話し合いにより、住宅ローン等の減額や免除を受けることができる制度です。 ●本ガイドラインに基づく債務整理を行うことによって、債務者には次のようなメリットがあります。 ①国の補助により弁護士等の「登録支援専門家」の手続支援を無料で受けられます。 ②義援金等に加え、財産の一部をローンの支払いに充てずに手元に残すことができます。（具体的には、債務者の被災状況や生活状況などの個別事情により異なります。） ③債務整理をしたことが個人情報情報として登録されないため、新たな借入に影響が及びません。 ●手続申請については、最も多額のローンを借りている金融機関等へ、本ガイドラインの手続着手を希望することを申し出る必要があります。また、債務整理に当たっては、簡易裁判所の特定調停手続を利用することが必要となります。 ●詳しくは、北陸財務局のホームページ https://lfb.mof.go.jp/hokuriku/content/013/pagehr_cnt_20240208001.html ⇒ 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」のご案内を参照してください。 
活用できる方	●令和6年能登半島地震・奥能登豪雨により被災した個人または個人事業者であって、地震または豪雨発生以前から債務を抱えている方が対象となりますが、債務の免除等には、一定の要件（債務者の財産や収入、信用、債務総額、返済期間、利率といった支払条件、家計の状況等を総合的に考慮して判断）を満たすことやローンの借入先の同意が必要となります。
お問い合わせ	・最も多額のローンを借りている金融機関等 ・金沢弁護士会 TEL：076-221-0242

●税金に関すること

制度の名称	市町村税の減免措置等
支援の種類	減免・納税の猶予・申告・納付などの期限の延長
概要	●税の減免 災害により被害を受けられた場合、被災納税者の市町村税（個人住民税、固定資産税など）について、減免を受けられる場合があります。 ●納税の猶予 災害により被害を受け、一時的に納付することが困難な場合は、申請により被災納税者の市町村税について、納税の猶予を受けることができます。 ●申告・納付などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、申告期限又は納期限が延長されます。これには、市町村が告示を行い一律に期限が延長されている場合と市町村への申請により延長が認められる場合があります。
活用できる方	●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。
お問い合わせ	災害時にお住まいの市町

制度の名称	県税の減免措置等
支援の種類	減免・納税の猶予・申告・納付などの期限の延長
制度の内容	●税の減免 災害により被害を受けられた場合、被災納税者の県税（自動車税（種別割・環境性能割）、不動産取得税、個人事業税）について、減免を受けられる場合があります。 ●納税の猶予 災害により被害を受け、一時的に納付することが困難な場合は、申請により被災納税者の県税について、納税の猶予を受けることができます。 ●申告、納付などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、申請により災害がやんだ日から2か月以内を限度に、期限が延長されます。 詳しくは、県税務課のホームページをご覧ください。 (県ホームページ) https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/oshirase/korona_entyou.html 
活用できる方	●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。
お問い合わせ	○最寄りの県税事務所 ・県小松県税事務所（小松市、加賀市、能美市、川北町） 0761-23-1713 ・県金沢県税事務所（金沢市、かほく市、白山市、野々市市、津幡町、内灘町） 076-263-8831 ・県中能登総合事務所（七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町） 0767-52-6112 ・県奥能登総合事務所（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町） 0768-26-2304 ○県庁総務部税務課 076-225-1271

制度の名称	国税の減免措置等
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	●申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。これには、国税庁長官が申告・納付などの期限を延長する地域と期日を定めて告示することで、その告示の期日まで申告・納付などの期限が延長される場合（地域指定）と、所轄税務署長に申告・納付などの期限の延長を申請し、その承認を受けることにより延長される場合（個別指定）とがあります。 輪島市、珠洲市、穴水町及び能登町に納税地を有する方については、引き続き期限を延長しています。期限をいつまで延長するかについては、後日改めて告示で定めます。 ●納税の猶予 災害などにより被害を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができます。 ●予定納税の減額 所得税の予定納税をされる方が災害により損失を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、減額を受けることができます。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を經由して税務署長に申請）をすることにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。 ●所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、1.所得税法に定める雑損控除の方法、2.災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。
活用できる方	●申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象です。 ●納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含みます）で災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方など一定の要件を満たす方が対象です。 ●予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害により損失を受け、その年の税額が前年より減少することが見込まれる方が対象です。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などが対象です。 ●雑損控除については、災害により生活に通常必要な資産に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象です。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象です。
お問い合わせ	お近くの税務署

●減免・免除等に関すること

制度の名称	児童福祉施設（保育所・認定こども園を除く）に係る入所者負担額の減免
支援の種類	減免
制度の内容	●児童養護施設、乳児院等の児童福祉施設（保育所を除く）の入所者負担額の減免が講じられることがあります。
お問い合わせ	・児童養護施設、乳児院等については、措置決定した児童相談所 ・母子生活支援施設については、入所決定した各保健福祉センター又は市

制度の名称	障害福祉サービス、補装具費及び地域生活支援事業の利用者負担額の減免措置等
支援の種類	減免・支払猶予
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、障害福祉サービス（介護給付費、訓練給付費）、補装具費等に要する費用の利用者負担額の猶予・減免措置が講じられることがあります。
活用できる方	●対象者については、市町が定めることとなります。
お問い合わせ	お住まいの市町

制度の名称	医療保険（協会けんぽ）の窓口負担の減免措置
支援の種類	減免
制度の内容	●協会けんぽに係る窓口負担について、減免措置が講じられます
活用できる方	●災害による住家の全半壊や主たる生計維持者の収入の減少などの特別な理由により、窓口負担の支払いが困難と認められる方 ●石川県内の国民健康保険および後期高齢者医療制度に係る窓口負担の減免については、令和7年6月末で終了しました ●その他の健康保険についても減免等となる場合がありますので、ご加入の医療保険者にご確認ください
お問い合わせ	・ご加入の各医療保険者の窓口

制度の名称	保育所・認定こども園の保育料の減免
支援の種類	減免
制度の内容	●保育所等の保育料の減免が講じられることがあります。
活用できる方	●災害による被害を受け、保育料を負担することが困難であると認められる保護者
お問い合わせ	お住まいの市町又は避難先の市町

制度の名称	放課後児童クラブの利用料の減免
支援の種類	減免
制度の内容	●放課後児童クラブの利用料の減免が講じられることがあります。
活用できる方	●災害による被害を受け、利用料を負担することが困難であると認められる保護者
お問い合わせ	お住まいの市町又は避難先の市町

制度の名称	児童扶養手当等の特例措置
支援の種類	要件緩和
制度の内容	●被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。 ●災害により住宅や家財等の財産についてその価格の概ね1/2以上の損害を受けた場合、所得制限の適用を除外します。
活用できる方	●各手当受給者世帯
お問い合わせ	・児童扶養手当については、県少子化対策監室 TEL：076-225-1421 ・その他の手当については、お住まいの市町

制度の名称	小・中学生の就学援助措置
支援の種類	給付・還付
制度の内容	●被災により、就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、就学に必要な学用品費、校外活動費、学校給食費等を援助します。
活用できる方	●被災により、就学が困難となった児童・生徒の保護者
お問い合わせ	お住まいの市町教育委員会、通学されている学校

制度の名称	石川県育英資金返還猶予
支援の種類	猶予
支援の内容	●災害等により奨学金の返還が困難となった場合、相当の期間、返還を猶予することができます。
活用できる方	●災害等によって返還が困難となった方が対象です。
お問い合わせ	県教育委員会事務局教育政策課 TEL：076-225-1816

制度の名称	私立高等学校授業料等減免措置
支援の種類	減免
支援の内容	●災害等により家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な生徒を対象に、私立高等学校等において授業料等の減額、免除を行います。
活用できる方	●各学校において、減免等を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	在籍する各学校

制度の名称	大学等授業料等減免措置
支援の種類	減免・猶予
制度の内容	●災害により、家計が急変するなどした学生・生徒を対象に、一部の学校（大学、短期大学、大学院、高等専門学校）において、入学検定料や入学金、授業料の減免等を行います。 ※具体的な基準や減免額などは、学校ごとに異なります。
活用できる方	●各大学等において、減免等を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	在籍する各学校（授業料担当窓口）

制度の名称	パスポート手数料の免除
支援の種類	手数料の免除
制度の内容	●被災された方が次の要件に該当する場合は、申請時の申し出によりパスポートの発給手数料が免除されます。（※）窓口申請での受付になります。（オンライン申請はできません） ●要件（下記①～②をともに満たすこと） ①全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた方 ②災害救助法もしくは被災者生活再建支援法の適用市町(※)に住民票を有している、又は被災時に被災地に住民票を有していた方（※）令和6年能登半島地震、令和6年奥能登豪雨：七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町が対象 ●減免期間：災害発生日～令和7年9月20日まで ●申請に必要な書類 (1)全壊、半壊、床上浸水の被災事実を証明する罹災証明書の原本 (2)住民票の写し又は戸籍の附票（災害発生時の居住地を証明する書類） (3)その他、通常の申請と同様 ●免除される金額：全額免除 10年間の旅券（16,300円）、5年間の旅券（11,300円）など ※申請方法等、その他詳細については、以下の石川県ホームページでご確認いただくか、下記のお問い合わせ先にご連絡ください。 https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kokusai/passport/daikibosaigai.html
活用できる方	令和6年能登半島地震または令和6年奥能登豪雨により被害を受け、上記要件に該当する方
お問い合わせ	石川県パスポートセンター TEL：076-223-9109

(事業者向け)

● 商工関係

制度の名称	令和6年能登半島地震特別貸付
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	● 令和6年能登半島地震等により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、日本政策金融公庫が「令和6年能登半島地震特別貸付」を実施します。 ① 直接被害を受けた中小企業・小規模事業者 ○ 金利 当初3年間：基準利率（災害）▲0.9% （▲0.9%の限度額：中小企業事業 1億円、国民生活事業 3千万円） ※4年目以降及び上記限度額を超える分：基準利率（災害）▲0.5% （金利引下げは、罹災証明書等が必要） ○ 貸付期間 最大20年（設備）、最大15年（運転）（据置期間：最大5年） ○ 限度額 中小企業事業 3億円（別枠）、国民生活事業 6千万円（上乗せ） ② 直接被害を受けた事業者の事業活動に依存し、間接被害を受けた中小企業・小規模事業者 ○ 金利 基準利率（災害） ○ 貸付期間 最大20年（設備）、最大15年（運転）（据置期間：最大5年） ○ 限度額 中小企業事業 3億円（別枠）、国民生活事業 6千万円（上乗せ） ③ 上記①、②以外で、今般の地震の影響により、業況が悪化している中小企業・小規模事業者（風評被害による影響を受けた中小企業・小規模事業者を含む） ○ 金利 基準利率 ○ 貸付期間 最大20年（設備）、最大15年（運転）（据置期間：最大5年） ○ 限度額 中小企業事業 7.2億円（別枠）、国民生活事業 4.8千万円（別枠） ※なお、商工組合中央金庫においても、被害にあわれた中小企業に融資を行います。
活用できる方	● 中小企業・小規模事業者等
お問い合わせ	国民生活事業 株式会社日本政策金融公庫 金沢支店、小松支店 中小企業事業 株式会社日本政策金融公庫 金沢支店 商工組合中央金庫 金沢支店

制度の名称	雇用調整助成金（能登半島地震豪雨・半島過疎臨時特例）
支援の種類	給付
制度の内容	●「令和6年能登半島地震及び豪雨に伴う経済上の理由」により、「事業活動の縮小」を引き続き余儀なくされており、その雇用する対象労働者の雇用の維持を図るために「労使間の協定」に基づき休業等を実施し、かつ、出向の推進に取り組む、これまで雇用調整助成金の能登半島地震特例を受給してきた若しくは能登半島地震特例を受給していないが令和6年9月20日以降の豪雨に伴う経済上の理由により休業等を実施して雇用調整助成金を受給してきたハローワーク七尾・輪島管内の事業所が支給対象となります。 ●特例の内容は、次のとおりです。 本特例では、令和7年1月1日から令和7年2月28日までの間に開始し、令和7年12月31日までに実施した休業・教育訓練が支給対象となります。 ①生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮します（能登半島地震後に設置した事業所は対象外）。 ②計画届は事前提出であるが、計画届の提出日が令和7年3月31日までの間にある場合は、計画届を事前に提出したものとみなし、事後提出を可能とする。 ③最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。 ④過去に雇用調整助成金を受給していた事業主に対する受給制限を廃止します。 （1）通常、支給日数は3年間で通算150日までのところ、今回の特例の対象となった休業又は教育訓練（以下「休業等」という。）については、この制限は適用しません。 （2）前回の対象期間の満了日の翌日から1年を経過していなくても助成対象とします。 ⑤雇用保険被保険者期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。 ⑥休業等又は出向を実施した場合の助成率を、大企業については1/2から2/3へ、中小企業については2/3から4/5へ引き上げます。 ⑦対象労働者の所定労働日数に対する休業等の延日数の割合（休業等規模要件）について、大企業1/15以上、中小企業1/20以上としていましたが、これを大企業1/30以上、中小企業1/40以上に緩和します。 ⑧支給日数を「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長します。 ⑨残業相殺制度を撤廃します。
活用できる方	●災害に伴う「経済上の理由」により、引き続き休業等を余儀なくされた事業所の事業主が対象です。 ※経済上の理由例 ・取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合 ・交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合 ・電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合 ・風評被害により、観光客が減少した場合 ・施設、設備等の修理業者の手配や修理部品の調達が困難で、早期の修復が不可能な場合
お問い合わせ	石川労働局 職業安定部 職業対策課 TEL：076-265-4428 お近くのハローワーク（公共職業安定所）

制度の名称	令和6年能登半島地震・奥能登豪雨災害対策特別融資
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	● 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、「令和6年能登半島地震・奥能登豪雨災害対策特別融資」を実施します。 ○対象 ①セーフティネット保証4号（地震の影響で売上▲20%） 又は ②災害関係保証（罹災証明等）かつ施設・設備復旧の補助金交付決定（※） （※）建物全半壊が明らかな場合は交付決定不要 ○資金使途 設備資金、運転資金 ※新規融資のみ ○限度額 1億円 ○期間 10年以内（据置5年以内） ○利率 1.0%（当初5年間無利子） ○信用保証 必須（信用保証料免除） ※国の伴走支援型特別保証を利用
活用できる方	● 中小企業・小規模事業者等
お問い合わせ	お取引先金融機関 石川県信用保証協会 石川県商工労働部経営支援課 TEL：076-225-1525

制度の名称	令和6年能登半島地震・奥能登豪雨経営改善サポート融資
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	● 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、「令和6年能登半島地震・奥能登豪雨経営改善サポート融資」を実施します。 ○対象 七尾市以北6市町の事業者で、経営サポート会議等の支援により計画を策定した者 ○資金使途 設備資金、運転資金 ※新規融資及び借換融資 ○限度額 1億円 ○期間 15年以内（据置5年以内）※返済期間後半の比重を大きくする返済方法も可能 ○利率 新規 7年以内1.20%（固定）、7年超10年以内1.40%（変動）、10年超15年以内1.70%（変動） 借換 7年以内1.85%（固定）、7年超10年以内1.95%（変動）、10年超15年以内2.10%（変動） ○信用保証 必須（信用保証料免除） ※国の経営改善サポート保証を利用
活用できる方	● 中小企業・小規模事業者等
お問い合わせ	お取引先金融機関 石川県信用保証協会 石川県商工労働部経営支援課 TEL：076-225-1525

制度の名称	小規模事業者持続化補助金 <災害支援枠>
支援の種類	補助
制度の内容	●国において、令和6年能登半島地震により被害を受けた小規模事業者等が行う施設・設備の復旧費や販路開拓の取組を支援します。また、県において、当補助金を活用した事業者に対し上乗せ補助を行っています。 ○補助率：2/3（一定の要件を満たす場合は定額） ○上限額：国・最大200万円、県上乗せ・最大100万円 ○対象経費：修繕・修理費、機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、新商品開発費、借料、設備処分費、委託・外注費 等
活用できる方	●令和6年能登半島地震の被害を受けた小規模事業者等 ※商工会・商工会議所等の支援を受けて事業再建に取り組む者
お問い合わせ	商工会の管轄地域 ：石川県商工会連合会 TEL：076-268-7300 商工会議所の管轄地域 ：商工会議所地区小規模事業者持続化補助金事務局 TEL：03-6635-2021

制度の名称	中小企業持続化補助金 <災害支援枠>
支援の種類	補助
制度の内容	●石川県において、令和6年能登半島地震により被害を受けた中小企業が行う施設・設備の復旧費や販路開拓の取組を支援します。 ○補助率：1/2（一定の要件を満たす場合は定額） ○上限額：最大200万円 ○対象経費：修繕・修理費、機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、新商品開発費、借料、設備処分費、委託・外注費 等
活用できる方	●令和6年能登半島地震の被害を受けた中小企業（小規模事業者を除く） ※商工会・商工会議所等の支援を受けて事業再建に取り組む者
お問い合わせ	公益財団法人石川県産業創出支援機構 成長プロジェクト推進部 新商品・サービス開発支援課 TEL：076-267-5551

制度の名称	石川県なりわい再建支援補助金
支援の種類	補助
制度の内容	●令和6年能登半島地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者等の工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等を支援します。 ○補助率：3/4（中小企業・小規模事業者）、1/2（中堅企業等） （一定の要件を満たす場合は5億円まで定額） ○上限額：最大15億円 ○対象経費：県内の施設及び設備の復旧・整備に要する経費
活用できる方	●令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨の被害を受けた中小企業、小規模事業者、中堅企業等
お問い合わせ	金沢事業者支援センター TEL：0120-867-100 能登事業者支援センター TEL：0120-262-380

制度の名称	石川県営業再開支援補助金
支援の種類	補助
制度の内容	●令和6年能登半島地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者等の営業再開に必要な仮施設等の整備に係る費用を支援します。 ○補助率：2/3（小規模事業者）、1/2（中小企業） ○上限額：最大300万円 ○対象経費：営業再開に必要な仮施設等の整備に係る経費 ・仮店舗用のコンテナハウス、トレーラーハウスの購入費 ・仮作業場・仮倉庫の整備費 ・簡易な仮作業施設の建築費 ・キッチンカー用の車両の購入費 等
活用できる方	●令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨の被害を受けた中小企業、小規模事業者
お問い合わせ	営業再開支援補助金事務局 TEL：0120-046-768

制度の名称	石川県チャレンジ支援補助金
支援の種類	補助
制度の内容	●令和6年能登半島地震により経営環境が変化した能登6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）の事業者が行う、新たなチャレンジ（新たな業種・事業・市場への挑戦）に必要なソフト事業費を支援します。 ○補助率：2/3（小規模事業者）、1/2（中小企業） ○上限額：最大300万円 ○対象経費：システム構築費、広告宣伝・販売促進費、備品購入費、新商品開発費、委託・外注費 等
活用できる方	●能登6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）に事業所を有する中小企業、小規模事業者
お問い合わせ	チャレンジ支援補助金事務局 TEL：0120-036-682

制度の名称	石川県起業促進補助金
支援の種類	補助
制度の内容	●新たな起業・既存企業の第二創業（多店舗展開含む）・第三者承継のいずれかにより、能登6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）に新規参入する者の施設整備に係る費用を支援します。 ○補助率：2/3（新たな起業）、1/2（既存企業の第二創業・第三者承継） ○上限額：最大300万円 ○対象経費：能登への新規参入に必要な施設整備に係る経費 ・新たな施設の整備費（建築・購入） ・取得した施設の修繕費 等
活用できる方	●令和6年能登半島地震の発災以降、能登6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）に新規参入する者
お問い合わせ	石川県商工労働部経営支援課 TEL：076-225-1525

制度の名称	石川県商店街災害復旧事業補助金
支援の種類	補助
制度の内容	●令和6年能登半島地震により被害を受けた商店街のアーケード、共同施設、街路灯等の設備の改修費用等を支援します。 ○補助率：3/4 ○上限額：なし ○対象経費：被災したアーケードの撤去・改修、共同施設の改修・建て替え、街路灯等の設備の改修等に要する経費
活用できる方	●令和6年能登半島地震の被害を受けた能登6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）に所在する商店街等組織（商店街等を構成する商店街振興組合、事業協同組合、任意団体等）
お問い合わせ	石川県商工労働部経営支援課 TEL：076-225-1521

制度の名称	石川県商店街にぎわい創出事業補助金
支援の種類	補助
制度の内容	●令和6年能登半島地震により被害を受けた商店街が実施する、にぎわいを創出するための取り組みを支援します。 ○補助率：定額補助（10/10） ○上限額：最大100万円 ○対象経費：にぎわい創出のためのイベント等を行うために必要な経費（会場借料、設営費、印刷製本費、広告宣伝費、謝金等）
活用できる方	●令和6年能登半島地震の被害を受けた商店街等組織及び商店街等組織と民間事業者の連携体等
お問い合わせ	石川県商工労働部経営支援課 TEL：076-225-1521

制度の名称	石川県伝統工芸事業者再建支援事業費補助金
支援の種類	補助
制度の内容	●石川県において、令和6年能登半島地震等により被害を受けた石川県指定伝統的工芸品・稀少伝統的工芸品を製造する製造事業者等の事業再開に向けて、製造再開に必要な費用を支援します。 ○補助率：3/4 ○上限額：最大1,000万円 ○対象経費：設備・機器等の購入費及び修繕費、原材料の購入費、型等の試作・制作費
活用できる方	●令和6年能登半島地震等の被害を受けた石川県指定伝統的工芸品・稀少伝統的工芸品を製造する製造事業者及び製造事業者等のグループ並びに製造協同組合等
お問い合わせ	石川県商工労働部経営支援課伝統産業振興室 TEL：076-225-1526

制度の名称	産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）
支援の種類	助成
制度の内容	●令和6年能登半島地震の影響で一時的に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元・出向先の双方の事業主に対して助成します。 ○主な要件 ・出向元事業主と出向先事業主の双方で出向計画届を作成し、出向を実施すること。（出向期間は1か月～1年のものに限りします。） ○助成内容 ・出向期間中に支払う賃金の一部を助成 ・助成率：4/5（中小企業）2/3（中小企業以外） ※雇用保険の基本手当日額の最高額が上限額となります。
活用できる方	●出向元事業主については、七尾市、中能登町、羽咋市、志賀町、宝達志水町、輪島市、穴水町、珠洲市、能登町に所在する事業所の事業主に限り対象になります。出向先事業主については、全国の事業主が対象です。
お問い合わせ	石川労働局職業対策課 TEL：076-265-4428

制度の名称	在籍型出向促進助成金
支援の種類	助成
制度の内容	●令和6年能登半島地震又は令和6年奥能登豪雨により被災した事業所が、雇用する労働者をこれまで通りの労働条件（日数、時間）で働かせることができなくなった場合に、労働者の雇用維持を図るため、在籍型出向を実施した出向元の事業者を支援します。 ○主な要件 ・国の「産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）」に該当する在籍型出向を行い、助成金を受給していること ○支給額 - 出向労働者1名あたり：10万円（出向元事業者・出向先事業者の双方に支給）
活用できる方	●「産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援）」に該当する在籍型出向を行った出向元事業者及び出向先事業者
お問い合わせ	石川県商工労働部労働企画課 TEL：076-225-1672

制度の名称	石川県雇用環境整備助成金
支援の種類	助成
制度の内容	● 宿舍等の借上げ事業 ○ 主な要件 ・ 奥能登2市2町に立地する事業所が、発災以降に従業員を新たに雇用し、雇用した従業員の雇用環境整備のため、従業員宿舍の借上げ（10万円以上の賃料支払）を行っていること ・ 厚生労働省の「地域雇用開発助成金（能登半島地震特例）」について、支給申請を行っていないこと ○ 支給額 - 労働者1人あたり10万円 1事業所あたり50万円（労働者5人分相当額） ○ 対象経費 - 労働者のため、事業者が支払った宿舍の賃借料（賃貸契約書において定められた賃借料） ● 賃貸用物件修繕事業（令和6年度末で終了）
活用できる方	● 宿舍等の借上げ事業 - 発災以降、新たに雇用する従業員のため、従業員宿舍を賃借する奥能登2市2町（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町）の事業所 ● 賃貸用物件修繕事業（令和6年度末で終了）
お問い合わせ	石川県商工労働部労働企画課 TEL：076-225-1672

制度の名称	地域雇用開発助成金（能登半島地震特例）
支援の種類	助成
制度の内容	● 事業主が、能登6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）において、事業所の設置・整備を行い、求職者を雇い入れた場合に、事業所の設置・整備に要した費用と雇入れ人数に応じた地域雇用開発助成金を、最大3年間（3回）支給します。 ○ 主な要件 ・ 能登6市町において、事業所の設置・整備、雇入れを行った事業主であること ・ 令和6年7月1日から令和8年3月31日までの間に計画書を提出すること ・ ハローワーク等の紹介による労働者または令和6年1月1日から同年6月30日の間に能登半島地震により一時離職した者（能登半島地震により雇用保険の特例措置による離職票の交付を受けた者）であって、本助成金受給後も継続して雇用される見込みがある者を雇い入れること ・ 事業所の設置・整備費用が1点あたり20万円以上で、合計額が100万円以上であること（修理・修繕費用 能登半島地震に伴う被災等により必要になったものに限ります。） ・ 事業所の被保険者数が増加していること ・ 労働関係法令を遵守していること ○ 支給額 30万円～800万円
活用できる方	能登6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）において、事業所の設置・整備を行い、求職者を2人以上雇い入れた事業主（その他にも事業者要件あり）
お問い合わせ	石川労働局職業対策課 TEL：076-265-4428

制度の名称	雇用のミスマッチ解消・人材確保助成金事業
支援の種類	助成
制度の内容	令和6年能登半島地震や令和6年奥能登豪雨の被災求職者が求人に応じやすいよう、軽作業など一部の業務を切り出した求人で新たに労働者を雇用した事業者に対し、助成金を支給します。 <助成額> 切り出しにより雇用した労働者1人あたり10万円（定額支給） 1事業者あたり補助上限額：100万円 ※助成対象となる切り出しパターンは限定されていますので、不明な点がありましたら下記にお問い合わせください。
活用できる方	珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町に所在する事業所において、求職者のニーズに応じて、業務の切り出しを行い、切り出した求人で新たに労働者を雇用した事業者
お問い合わせ	石川県商工労働部労働企画課 TEL：076-225-1672／076-225-1532

制度の名称	被災者緊急スキルアップ研修推進事業
支援の種類	サービス
制度の内容	●令和6年能登半島地震の影響により被災した事業者が従業員の早期採用や安定雇用を図るため、事業者に雇用される新規就労者等の従業員（既存の従業員を含む）を対象に従業員のスキルアップを図る研修を行う場合、研修実施に必要となる費用を県が支援します。 ○受講対象 能登地域（宝達志水町以北）に所在する事業所の従業員、 令和6年能登半島地震の復旧・復興に関係する業務を受注する事業所の従業員 ○対象経費 研修の受講料、講師料、会場使用料等
活用できる方	●県内企業（県内企業にお勤めの方）
お問い合わせ	石川県商工労働部労働企画課（スキルアップ研修担当） TEL：076-225-1533

● 農業関係

制度の名称	農地・農業用施設災害復旧事業
支援の種類	補助
制度の内容	●異常な天然現象(地震、降雨等)によって被害を受けた農地・農業用施設の復旧に対する補助 ○対象： ・農地：田、畑（果樹園含む） ・農業用施設：ため池、頭首工、揚水機、水路、農道など ○基本要件：1箇所の事業費40万円以上（農業用施設の場合、受益戸数2戸以上） ○事業主体：市町など ○補助率： ・農地：国 約96% ・農業用施設：国 約97% ※激甚災害指定により、補助率を引き上げ（直近5か年の平均） ●農地へ流入した土砂の排出も補助対象となる場合があります。詳しくは各機関にご確認ください。
お問い合わせ	・お住まいの市町の農政担当窓口 ・県の各農林総合事務所 土地改良部

制度の名称	農林水産業共同利用施設災害復旧事業
支援の種類	補助
制度の内容	●被災した農林水産業共同利用施設の速やかな復旧補助 ○対象事業者 森林組合、水産業協同組合、地方公共団体等 ○対象施設 農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、共同作業場等の共同利用施設 ○採択基準及び補助率 ・補助率：国3/10～9/10 ・採択基準：40万円以上の被害（告示地域の場合13万円以上） ○補助対象額 被災施設の復旧費を経年減価方式により算出した額
お問い合わせ	・林業・特用林産施設に係ること 県庁 森林管理課 森林資源育成グループ TEL：076-225-1646 ・漁業施設に関すること 県庁 水産課 漁港漁村整備室 TEL：076-225-1655

制度の名称	農業制度資金
支援の種類	融資
制度の内容	●被害を受けた農作物の植え替えなどの経営に必要な資金を融資します。 ●農業用施設の補修や建て替えに必要な資金を融資します。 ●貸付利率は令和7年4月18日現在のものです。 (最新の貸付利率は最寄りの農協等の金融機関にご確認ください) 【農林漁業セーフティネット資金（災害関連資金）】 ・貸付対象者 認定農業者、主業農業者等 ・貸付限度額 1,200万円または年間経営費の12/12 ・貸付利率 1.25%～1.75%（貸付当初5年間無利子） ・償還期限 15年以内（うち据置期間3年以内） 【農業近代化資金（災害関連資金）】 ・貸付対象者 認定農業者、主業農業者等 ・貸付限度額 個人1,800万円、法人2億円 ・融資率 認定農業者等 100%、その他 80% ・貸付利率 1.25～1.90%（貸付当初5年間無利子） ・保証料率 貸付当初5年間免除（国10/10） ・償還期限 15年以内（うち据置期間7年以内） 【農林漁業施設資金（災害関連資金）】 ・貸付対象者 農業者 ・貸付限度額 負担額の100%又は1施設当たり1,200万円 ・貸付利率 1.25～1.90%（貸付当初5年間無利子） ・償還期限 15年以内（うち据置期間3年以内）
お問い合わせ	・お近くの農協 ・株式会社日本政策金融公庫 金沢支店（農林水産事業） TEL：076-263-6471 (事業資金相談ダイヤル) TEL：0120-154-505 ・お住まいの市町 ・県庁農業経営戦略課 TEL：076-225-1615 ・県の各農林総合事務所農業振興部

制度の名称	農業共済・収入保険
支援の種類	補償
制度の内容	●石川県農業共済組合の農業保険制度（農業共済・収入保険）に加入されている方で農作物や家畜・園芸施設等に損害（減収）が発生した場合、損失が一定割合補償されます。詳しくは、同組合へご相談ください。
お問い合わせ	石川県農業共済組合 南加賀グループ TEL：076-239-2355 石川中央グループ TEL：076-239-2555 奥能登グループ〔羽咋郡市・中能登町地区〕 TEL：076-239-2455 〔七尾市・奥能登地区〕 TEL：0768-76-2251 （上記に繋がらない場合）石川県農業共済組合 本館 TEL：076-239-3111

制度の名称	農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ）
支援の種類	補助
制度の内容	●被災した納屋（格納庫や作業場）や乾燥調製施設などの農業用施設の修繕、撤去、再建、補強、農業用機械の修繕・再取得にかかる経費に対して補助します。 ※9月の豪雨により被災した場合も対象となります。 ○補助率： ・農業用機械等：国5/10、県2/10 ・農業用施設の撤去のみ又は補強：国3/10、県2/10 ●園芸施設共済対象施設については、共済加入状況や設置年数により補助率が異なります。 ●すでに着手しているものも、被災状況の写真や納品書・領収書等があれば対象とできます。詳しくはお問い合わせください。 ●地震後、事業で復旧した農業用施設や農業用機械が、9月の豪雨で被災した場合、再取得等にかかる自己負担分を県と市町と支援し、自己負担なく再取得を支援する事業もあります。
活用できる方	被災した農業者（販売実績のある方）又は被災農業者
お問い合わせ	・農業者現地相談窓口、被災施設・機械の所在市町の農政担当窓口 ・県庁農業経営戦略課 TEL：076-225-1660 ・県の各農林総合事務所企画調整室

制度の名称	営農環境整備支援事業 ※国事業名：持続的生産強化対策事業（令和6年能登半島地震対応産地緊急支援事業（産地緊急支援対策））
支援の種類	補助
制度の内容	●主な助成内容・補助率は以下の通り ○冠水や土砂等流入、土壌の流亡等の被害があった農地における、流木や土砂の撤去、均平化など、営農再開に向けた農地環境を整備するために必要な経費 【定額 30,000円/10a】 ○冠水や土砂等流入、土壌の流亡等により農作物の被害があった農地における、農作物の残さ細断など、営農再開に向けた農地環境を整備するために必要な経費 【定額 12,000円/10a】 ○冠水や土砂等流入、土壌の流亡等の被害があった農地（災害復旧事業等の対象となる予定）であり、周辺農地への病虫害発生に影響を及ぼす可能性のある農地の除草作業に必要な経費 【定額 6,000円/10a/回】 ●上記以外にも支援メニューがあります。詳細は下記までお問い合わせください。
活用できる方	被災した農業者
お問い合わせ	・農業者現地相談窓口

制度の名称	雇用就農資金
支援の種類	補助
制度の内容	●被災農業者向けの支援 農業法人等が被災農業者を一時的に雇用して研修する場合に資金を交付します。 ○助成額：10万円/月・人（定額）、最長2年間 ●被災農業法人等の従業員の派遣研修支援 被災農業法人等が、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に必要な経費を助成します。 ○助成額：10万円/月・人（上限）、最長2年間
活用できる方	被災した農業者を雇用する農業法人等、被災した農業法人等
お問い合わせ	・石川県農業会議 TEL：076-240-0540

制度の名称	農地等手づくり復旧支援事業
支援の種類	補助
制度の内容	●被災した農地・農業用施設を農家自ら施工する復旧工事にかかる経費に対して補助します。 ○補助率：県7.5/10 ※市町によって補助の上乗せがある場合があります。 ○対象： (1) 農地 田、畑、その他（耕作放棄地は除く） (2) 農業用施設 ア かんがい排水施設（用排水路、頭首工、ため池、揚水機等） イ 有効幅員1.2m以上の農業用道路（橋梁、索道含む） ウ 農地又は農作物の災害防止施設（堤防、階段工、承水路等） ○基本要件：1箇所の事業費がおおむね40万円未満 ○事業主体：市町、土地改良区、町会、生産組合、農業法人、農業者ほか ●すでに着手しているものも、被災状況の写真、領収書等があれば対象となる場合があります。
お問い合わせ	・お住まいの市町の農政担当窓口 ・県の各農林総合事務所企画調整室

制度の名称	令和6年能登半島地震復興労働力確保対策事業（農業人材マッチング促進事業）
支援の種類	補助
制度の内容	●被災地域内で営農を継続する農業法人等の労働力不足を解消するため、地域内外の農業者のうち被災農家で働きたい農業者等をマッチングし、農業生産の維持強化を図ります。 ○事業実施主体：JAいしかわ中央会 ○マッチングの仕組み： ①マッチングアプリ「デイワーク」を利用 求人側（被災農業者）と求職側（被災農業者で働きたい者）それぞれでアカウントを作成し人が欲しい日時（働ける日時）や作業内容を登録し、求人側が了承すればマッチング。 ②農業経営戦略課HPを通じたマッチング ○利用料：無料（アカウント登録や使い方サポート、成功報酬も無料） ○被災農業者を支援された方の旅費と保険料を支給（規定や条件による）
活用できる方	○求人者（被災農業者）と求職者（被災農業者で働きたい者、援農者）
お問い合わせ	・県庁農業経営戦略課 TEL：076-225-1660

● 林業関係

制度の名称	株式会社日本政策金融公庫による資金貸付
支援の種類	融資
概要	●株式会社日本政策金融公庫では、災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資します。 ■農林漁業セーフティネット資金（災害） ・貸付限度額：1,200万円又は年間経営費の12分の12 ・融資期間（うち据置期間）：15年以内（3年以内） ■農林漁業施設資金（災害復旧施設） ・貸付限度額：負担額の100%又は1施設1,200万円 ・融資期間（うち据置期間）：15年以内（3年以内） ●上記のほかにも農林漁業者に対する融資の取扱いがあります。各種貸付事業の詳細については、株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 金沢支店 TEL：076-263-6471

制度の名称	全国木材協同組合連合会による利子助成
支援の種類	利子助成
概要	●自然災害により被害を受けた事業用資産の復旧等に必要な資金を（株）日本政策金融公庫から借り入れる場合の利子を助成します。 ・利子助成：最大2% ・助成期間：最大10年（ただし、償還終了時まで）
お問い合わせ	全国木材協同組合連合会 TEL：03-6261-9138

制度の名称	林業・木材産業災害復旧対策保証
支援の種類	債務保証
概要	●自然災害による影響を受けた林業・木材産業事業者の資金の借りに係る債務を保証します。 ・保証期間：運転資金5年以内（長期運転資金の場合は7年以内）、設備資金15年以内 ・保証料率：0.2%～1.8%（最大5年間保証料免除）
お問い合わせ	独立行政法人農林漁業信用基金 TEL：03-3434-7825

制度の名称	林業・木材産業改善資金
支援の種類	融資
概要	●施設・設備の導入にあたって活用できる無利子の貸付を行っています。
お問い合わせ	・県庁農林水産部森林管理課 TEL：076-225-1643 ・県の各農林総合事務所 森林部林業振興課

制度の名称	林業・木材産業施設の復旧
支援の種類	補助
概要	●被害を受けた林業・木材産業関係施設の復旧などに対する補助 * 林産物等に係る生産・加工施設 など
お問い合わせ	・ 県庁農林水産部森林管理課 TEL：076-225-1643 ・ 県の各農林総合事務所 森林部林業振興課

●水産業関係

制度の名称	公共土木施設災害復旧事業
支援の種類	補助
制度の内容	●異常な天然現象によって被害を受けた漁港施設の復旧に対する補助 ○対象： ・漁港区域内にある基本施設である外郭施設、係留施設、水域施設 ・漁港区域内にある機能施設である輸送施設など ○基本要件：1箇所の事業費120万円以上 ○事業主体：県又は市町 ○補助率：国 通常 2/3 激甚 おおむね8割 ※過去5か年の実績平均
お問い合わせ	・県庁水産課漁港漁村整備室 TEL：076-225-1655 ・お住まいの市町村の水産担当窓口

制度の名称	漁業用施設災害復旧事業
支援の種類	補助
制度の内容	●異常な天然現象によって被害を受けた漁業用施設の復旧に対する補助 ○対象： ・沿岸漁場整備開発施設 ・漁業の根拠地となる水域及び陸域内にあり、かつ、水産漁業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設及び水域施設 ○基本要件：1箇所の事業費40万円以上 ○事業主体：県、市町など ○補助率：国 通常 6.5/10 激甚 9/10（政令で定める額に相当する部分については10/10）
お問い合わせ	・県庁水産課漁港漁村整備室 TEL：076-225-1655 ・お住まいの市町村の水産担当窓口

制度の名称	被災地水産業運送支援事業
支援の種類	補助
制度の内容	●被害を受けた地域の漁業継続に必要な漁獲物等の運送に対する補助 ○対象：被災地域の漁獲物のかなざわ総合市場への運送および遠隔地から調達する鮮度保持用の氷の運送 ○事業主体：石川県漁業協同組合 ○補助率：県 1/2
お問い合わせ	・県庁水産課 TEL：076-225-1652

制度の名称	漁船等災害復旧支援事業
支援の種類	補助
制度の内容	●漁船等に被害を受けた漁業者のために漁協が共同利用に供する漁船等に対する補助 ○対象：漁船の建造、中古船の取得・修繕、漁具の導入 ○事業主体：石川県漁業協同組合 ○補助率：最大9/10（国 10/30、県11/30、市町(任意)最大6/30）
お問い合わせ	・県庁水産課 TEL：076-225-1653

制度の名称	漁業制度資金
支援の種類	融資
制度の内容	●被害を受けた漁船や漁具の買い替えなどの経営に必要な資金を融資します。 ●漁業用施設の補修や建て替えに必要な資金を融資します。 ●利率は令和7年2月20日現在です。（毎月中旬頃に改定されます。） 【漁業近代化資金】 ・貸付対象者 漁業者（個人・法人）、水産加工業者（個人・法人）、漁業生産組合、漁業協同組合等 ・貸付限度額 漁船漁業者（20トン未満漁船を使用する者）9,000万円 （20トン以上漁船を使用する者）3億6,000万円 養殖漁業者（個人）9,000万円 （法人）3億6,000万円 漁協等12億円 ・融資率 80%～100% ・貸付利率 1.50%（各種利子助成、震災に係る被災者向け優遇措置あり） ・保障料率 0.46%（各種利子助成、震災に係る被災者向け優遇措置あり） ・償還期限 20 年以内（据置期間3年以内） 【令和6年能登半島地震JFマリンバンク災害緊急資金】 ・貸付対象者 令和6年能登半島地震により災害救助法適用地域内で被害を受けた漁業者等（個人・法人） ・貸付限度額 所要額 ・貸付利率 0.5%（貸付当初5年間無利子） ・償還期限 短期資産1年以内 長期資産10年以内（据置期間3年以内）
お問い合わせ	・お近くの石川県漁業協同組合各支所、東日本信用漁業協同組合連合会県内各店舗 ・県庁水産課 TEL：076-225-1657

制度の名称	漁獲共済
支援の種類	補償
制度の内容	●自然災害による操業制限や、不漁、魚価安等で漁獲金額が減少した場合、損失が一定割合補償されます。また、早期支払い制度もございます。詳しくはお問い合わせください。
お問い合わせ	全国合同漁業共済組合 石川県事務所 TEL：076-234-8824

制度の名称	漁船保険
支援の種類	補償
制度の内容	●沈没・座礁など事故によって漁船の船体、機関、設備などに生じた損害に対して保険金をお支払いします。また、早期支払い制度もございます。詳しくはお問い合わせください。
お問い合わせ	日本漁船保険組合 石川県支所 TEL：076-225-8893

制度の名称	沿岸漁業改善資金
支援の種類	融資
概要	●施設・設備の導入にあたって活用できる無利子の貸付を行っています。
お問い合わせ	県庁水産課 TEL：076-225-1657

(共通)

●各種相談

相談窓口名	金沢弁護士会による無料電話相談（復興支援ダイヤル）
相談内容、概要等	●実施時間：平日10時～16時（12時～13時除く）
お問い合わせ	TEL：080-8995-9483（担当弁護士から折り返し電話、相談料無料）

相談窓口名	日本弁護士連合会による無料電話相談
相談内容、概要等	●実施機関：令和6年2月5日（月）から令和7年9月30日（火）まで ●実施時間：月曜日、水曜日、金曜日（祝日除く）10時～16時
お問い合わせ	TEL：0120-254-994（通話料無料、相談料無料）

相談窓口名	石川県司法書士会による無料電話相談
相談内容、概要等	●空き家、成年後見、多重債務、破産、離婚・養育費問題、給与未払い等 ●実施時間：平日10時～16時
お問い合わせ	TEL：076-292-8133（相談料無料）

相談窓口名	被災者の方のための法テラス無料法律相談
相談内容、概要等	●生活の再建に必要な法律相談（不動産問題、金銭問題、相続問題など） ※法テラスの他の相談と併せて、同一問題につき3回まで利用できます。 ●令和6年奥能登豪雨の被災者の方は資力（収入や資産）に関わらず無料法律相談をご利用いただけます。令和6年1月1日または令和6年9月20日（災害発生時）に、災害救助法が適用された市町村に住所、居所や営業所などがあった方（法人は除く）が対象です。 ●実施期間は令和6年12月25日から令和7年9月19日まで ●相談方法は面談、電話、オンラインでの相談が可能です。
お問い合わせ	●法テラス・災害ダイヤル（被災者専用フリーダイヤル）TEL：0120-078309 おなやみレスキュー 相談予約：平日9時～17時 お問合せ：平日9時～21時、土曜9時～17時 WEB予約：法テラスホームページをご確認ください。 ●法テラスホームページ https://www.houterasu.or.jp/site/saigai-higai/reiwa6nen-notohantojisin.html 

相談窓口名	人権相談（法務局）	
相談内容、概要等	●差別や虐待、プライバシー侵害など、様々な人権問題について、法務局職員又は人権擁護委員が面談、電話又はインターネット（パソコン・携帯電話）で相談に応じます。相談は無料で、相談内容の秘密は厳守します。面談・電話による相談は平日午前8時30分から午後5時15分まで受け付けています。	
お問い合わせ	●みんなの人権110番【全国共通人権相談ダイヤルです】 TEL：0570-003-110（全国共通・ナビダイヤル） ●こどもの人権110番【いじめ、虐待などこどもの人権問題に関する専用相談電話です】 TEL：0120-007-110（全国共通・フリーダイヤル） ●女性の人権ホットライン ※令和7年10月以降は「みんなの人権110番」に統合【セクシュアル・ハラスメント、DVなど女性の人権問題に関する専用相談電話です】 TEL：0570-070-810（全国共通・ナビダイヤル） ●インターネット人権相談受付窓口 http://www.jinken.go.jp/（パソコン、携帯電話、スマートフォン共通） ●外国語人権相談ダイヤル（Foreign language Human Rights Hotline） TEL：0570-090-911（全国共通・ナビダイヤル） 	

相談窓口名	いしかわ性暴力被害者支援センター「パープルサポートいしかわ」	
相談内容、概要等	●性暴力被害に関する相談（電話相談・面接相談・メール相談）	
お問い合わせ	【相談時間】月～金 8:30～17:15（祝日、年末年始を除く） ※ただし、緊急医療などの緊急を要するご相談は24時間365日対応 【電話番号】# 8 8 9 1 （NTTひかり電話からは0120-8891-77へおかけください。） （上記電話が繋がらない場合、076-223-8955へおかけください。） 【メール】purplesupport.8955@pref.ishikawa.lg.jp （緊急の場合は、電話相談をご利用ください。）	

相談窓口名	石川県配偶者暴力相談支援センター	
相談内容、概要等	●DVに関する相談（電話相談・面接相談）	
お問い合わせ	●電話相談 【相談時間】月～金 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く） 土日祝・年末年始 9:00～16:00 TEL：076-221-8740 ●面接相談 【相談時間】月～金 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く） 【電話番号】# 8 0 0 8 （上記電話が繋がらない場合、076-223-8655へおかけください。）	

相談窓口名	石川県女性相談支援センター	
相談内容、概要等	●女性が抱えている様々な悩みについての相談（電話相談・面接相談・LINE相談）	
お問い合わせ	●電話相談・面接相談 【相談時間】月～金 9:00～11:30、13:00～16:30（祝日、年末年始を除く） 【電話番号】# 8 7 7 8 （上記電話が繋がらない場合、076-208-3304へおかけください。） ●LINE相談 【相談時間】水・土・日 18:00～21:00（受付は20:30まで） 右のQRコードから友だち追加してください。	

相談窓口名	外国人のための無料相談	
相談内容、概要等	日本での生活で困っていること、家庭や職場でのトラブル、在留資格に関する事など、情報提供及び相談を多言語で行っています。 ●生活相談 ・相談方法：対面、電話、メール ・相談時間：月～金（祝日、年末年始を除く）9:15～17:00 ・対応言語：英語、韓国語、中国語、ポルトガル語、ロシア語、ベトナム語（火・木）、インドネシア語（木）のほか、翻訳機を介して31言語に対応 ●法律相談 ・相談方法：対面、オンライン ・相談時間：【行政書士】毎月第1木・第4木 13:00～14:00 【弁護士】毎月第3木 13:00～14:00 ・対応言語：英語、韓国語、中国語、ポルトガル語、ロシア語、ベトナム語、インドネシア語 ・申込方法：事前申込必要（電話またはメール、googleformで申込）	
お問い合わせ	公益財団法人石川県国際交流協会 〒920-0853 金沢市本町1-5-3 リファール3階 TEL：076-262-5932 Email：kousui@ifie.or.jp	

相談窓口名	いしかわ被災者支援センター	
相談内容、概要等	令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨により被災し、賃貸型応急住宅に広域避難されている方のうち、自力での生活再建や住まいの確保に課題を抱える世帯を対象に、生活再建に向けた伴走支援を行う「生活再建支援アドバイザー」が相談に応じます。	
お問い合わせ	●開設時間 9時から18時まで（日曜日・祝日を除く） ●来所相談 〒920-0025 金沢市駅西本町2丁目12番28号 セシボン駅西18 1階B号室 ●電話相談 TEL：076-204-6440 ●メール相談 専用サイトのフォームからご相談ください。 https://onefamily-sendai.jp/saiken.html	

相談窓口名	児童に関する相談
相談内容、概要等	●被災した児童への心のケア、孤児・遺児へのケアなどに関し、児童相談所の児童心理司等が相談に応じます。
お問い合わせ	児童相談所（お近くの児童相談所までご相談ください） 中央児童相談所 TEL：076-223-9553 （相談時間／月～金（祝日・年末年始を除く）8:30～17:45） 七尾児童相談所 TEL：0767-53-0811 （相談時間／月～金（祝日・年末年始を除く）8:30～17:45） 金沢市児童相談所 TEL：076-243-4158 （相談時間／月～金（祝日・年末年始を除く）9:00～17:45）

相談窓口名	「からだ」と「こころ」の健康相談
相談内容、概要等	●被災により、「持病が悪化しないか不安」、「自宅に閉じこもりがち」、「眠れない」など体調や気分がすぐれない方の電話等相談をお受けします。 ●被災者やその家族の皆様、また被災者を支援する方など、どなたでもご相談いただくことができます。
お問い合わせ	●健康全般に関するご相談 ・お住まいの市町 ・最寄りの県保健福祉センター ・能登北部保健福祉センター TEL：0768-22-2012 ・能登中部保健福祉センター TEL：0767-53-6894 ・石川中央保健福祉センター TEL：076-275-2250 ・南加賀保健福祉センター TEL：0761-22-0796 ※相談受付時間／月～金（祝日・年末年始を除く）9:00～17:45 ●こころの健康に関するご相談 ・石川こころのケアセンター 相談受付時間／月～金（祝日・年末年始を除く）9:00～17:00 TEL：0120-333-247 ・石川こころのケアセンター奥能登 相談受付時間／月～金（祝日・年末年始を除く）10:00～16:00 TEL：0768-23-3858 ・被災者相談ダイヤル TEL：0120-333-247 相談受付時間／月～金（祝日・年末年始を除く）10:00～16:00

相談窓口名	妊娠・出産・子育てに関する相談
相談内容、概要等	●妊娠・出産・子育てにまつわることでお悩みを抱える方に対し、相談支援を行います。相談は無料です。
お問い合わせ	●いしかわ妊娠相談ダイヤル（※妊娠にまつわる相談） 【相談時間】電話、メール：月曜日～土曜日／9時30分～12時30分 火曜日（夜間）／18時00分～21時00分 ※日曜日・祝日・年末年始を除く SNS：年中無休／15時00分～21時00分 TEL：076-238-8827 メール：preg-110@pref.ishikawa.lg.jp SNS：【アカウント名】いしかわ妊娠相談【LINE ID】@247cjbjr ●子育て・女性健康支援センター石川（※妊娠・出産・子育てにまつわる相談） 【相談時間】10時00分～15時00分／TEL：080-3740-4512  LINE QRコード

相談窓口名	消費生活相談
相談内容、概要等	●令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨に関する消費者トラブルの未然防止や解決支援のための相談を、県消費生活支援センターの専用ダイヤルで受け付けています。 ※なお地震・大雨関連以外のものは、消費者ホットライン（局番なし 188）へ電話ください。
お問い合わせ	石川県消費生活支援センター 令和6年（2024年）能登半島地震及び大雨に関する消費者トラブルの相談専用ダイヤル TEL：076-255-2319 受付時間：（平日）9時～17時、（土曜日）9時～12時30分

相談窓口名	被災ペット相談
相談内容、概要等	●今回の令和6年能登半島地震により被災された方のペットに関する相談窓口を設け、ご相談を受け付けています。ペットの飼い主でお困りの方、お困りの飼い主が周りにいらっしゃる場合はお問い合わせください。 支援内容 （1）仮設住宅等でのペットの飼い方に悩んでいる （2）迷子になったペットが見つからない （3）ペットを飼い続けることが難しい （4）ペットの健康相談に関すること 等
お問い合わせ	・輪島市、穴水町、能登町、珠洲市 →いしかわ動物愛護センター能登北部担当 TEL：0768-22-2028 ・七尾市、中能登町、羽咋市、宝達志水町、志賀町 →いしかわ動物愛護センター能登中部担当 TEL：0767-53-6893 ・白山市、野々市市、かほく市、津幡町、内灘町 →いしかわ動物愛護センター石川中央担当 TEL：076-275-2642 ・小松市、能美市、川北町、加賀市 →いしかわ動物愛護センター南加賀担当 TEL：0761-22-0795

相談窓口名	いしかわ就職・定住総合サポートセンター（ILAC）
相談内容、概要等	●いしかわ就職・定住総合サポートセンター（ILAC）は、石川県で就職・転職したい方の様々なニーズに応えるためのワンストップのサポートセンターです。専門のスタッフが仕事探しのお手伝いをするほか、就職活動の方法や悩み事にもきめ細かなアドバイスを行います。 ●利用できる方 県内での就職・転職を希望する方（若者・女性・社会人など）
お問い合わせ	<学生や35歳未満の若者> ジョブカフェ石川 TEL：076-235-4513 <再就職を希望する女性の方> 女性ジョブサポート石川 TEL：076-231-3149 <在職者・転職希望の方> UIターンサポート石川 TEL：076-235-4540

相談窓口名	労働相談
相談内容、概要等	●石川県職業能力開発プラザでは労働問題一般についての相談を行っています。 ●労働者、事業主の皆さんからの相談に専門の相談員が公正中立な立場で、アドバイスします。相談は無料で、相談内容等の秘密は厳守されます。
お問い合わせ	石川県職業能力開発プラザ TEL：076-261-1400

相談窓口名	労働関係トラブルの解決に関する相談
相談内容, 概要等	●労働者と事業主（使用者）の間の労働条件などに関するトラブルについてご相談をお受けしています。 ●当事者の自主的な解決が困難な場合には、労働問題の専門家である労働委員会委員が、あっせんによる解決のサポートも行っています。 ※労働者だけでなく、事業主の方もご利用できます。
お問い合わせ	石川県労働委員会事務局 TEL：076-225-1881（9時～17時（土日祝除く））

相談窓口名	中小企業・小規模事業者の相談窓口												
相談内容, 概要等	●被災事業者の事業継続に向けた経営相談、施設復旧・資金繰り・雇用維持等に関する支援策の活用など様々な相談にワンストップで対応します。												
お問い合わせ	○金沢事業者支援センター TEL：0120-867-100 受付時間 10:00～17:00（土日祝を除く） ○能登事業者支援センター TEL：0120-262-380 受付時間 10:00～17:00（土日祝を除く） ○以下の支援機関においても相談を受け付けています <table border="0"> <tr> <td>石川県産業創出支援機構</td><td>TEL：076-267-1244</td></tr> <tr> <td>石川県よろず支援拠点</td><td>TEL：076-267-6711</td></tr> <tr> <td>石川県商工会連合会</td><td>TEL：076-268-7300</td></tr> <tr> <td>石川県商工会議所連合会</td><td>TEL：076-263-1151</td></tr> <tr> <td>石川県信用保証協会</td><td>TEL：076-222-1550</td></tr> <tr> <td>石川県商工労働部経営支援課</td><td>TEL：076-225-1525</td></tr> </table> ※各商工会、商工会議所などでも相談を受け付けています。	石川県産業創出支援機構	TEL：076-267-1244	石川県よろず支援拠点	TEL：076-267-6711	石川県商工会連合会	TEL：076-268-7300	石川県商工会議所連合会	TEL：076-263-1151	石川県信用保証協会	TEL：076-222-1550	石川県商工労働部経営支援課	TEL：076-225-1525
石川県産業創出支援機構	TEL：076-267-1244												
石川県よろず支援拠点	TEL：076-267-6711												
石川県商工会連合会	TEL：076-268-7300												
石川県商工会議所連合会	TEL：076-263-1151												
石川県信用保証協会	TEL：076-222-1550												
石川県商工労働部経営支援課	TEL：076-225-1525												

相談窓口名	住宅相談
相談内容, 概要等	●公営住宅や応急仮設住宅など、当面の住まいの確保に関すること ●修繕の方法や各種支援制度など、住まいの復旧に関すること
お問い合わせ	お住まいの市町

相談窓口名	震災住宅相談ボランティアダイヤルいしかわ
相談内容, 概要等	●修繕の方法や各種支援制度など、住まいの復旧に関すること ・自宅を修繕するか、建て替えかを迷っている ・耐震改修や融資など各種支援制度について聞きたい
お問い合わせ	いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク（担当：石川県建築住宅センター） 受付時間 10時～12時、13時～15時（土日祝除く） TEL：0120-868-616

相談窓口名	自費解体の業者に関する相談窓口
相談内容、概要等	●自費解体の希望者向けに、自費解体を請け負う業者に関する相談に応じます。
お問い合わせ	●石川県工務店協会 TEL：076-269-8103 受付時間 9:00~17:30（毎週水曜日、第1土曜日・日曜日、第3日曜日除く） ●（一社）石川県構造物解体協会 TEL：076-256-1444 受付時間 10:00~15:00（土日祝除く）

相談窓口名	納屋や格納庫の修繕や再建の相談について
相談内容、概要等	●納屋や格納庫などの修繕や再建、各種支援制度などに関すること ・納屋を修繕するか、建て替えかを迷っている ・建て替えしたいが業者が見つからない など
お問い合わせ	（一社）石川県木造住宅協会・（一社）石川県建設業協会（担当：県庁農業経営戦略課） 受付時間 9時~17時（土日祝除く） TEL：0120-123-601

相談窓口名	公費解体業者に関する困りごとの相談窓口
相談内容、概要等	●公費解体を行っている解体業者に関して、迷惑を受けたなどの困りごとの相談に応じます。 ※公費解体全般の相談については、各市町へ相談してください。
お問い合わせ	●（一社）石川県構造物解体協会 TEL：076-256-1444 受付時間 10:00~15:00（土日祝除く）

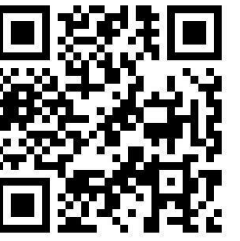
相談窓口名	住まいの再建（建替え・修理等）相談受付窓口
相談内容、概要等	●住宅の建替え・修理（応急修理含む）の相談を受け付けます。 ●ご希望に応じて、工事業者を手配します。
お問い合わせ	●0120-123-688（フリーダイヤル） 石川県木造住宅協会・石川県建設業協会事務局内 ・受付URL < https://www.jiwood.or.jp/reconstruction/form/ > ⇒ ・受付時間 午前9時から午後5時まで（土日・祝日除く） ・受付期間 令和6年7月26日から令和8年3月31日



●その他

制度の名称	ハロートレーニング（公的職業訓練）
支援の種類	給付、サービス
制度の内容	●災害により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練が受けられます。 ●また、一定の要件を満たす場合、訓練期間中の生活を支援するための給付金が支給される制度もあります。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/hellotraining_top.html
活用できる方	●災害により離職した者が、再就職のために職業訓練を受けて技能や知識を身につけることが必要で、かつその訓練を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たしており、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた者が対象です。
お問い合わせ	石川労働局 職業安定部 訓練課 お近くのハローワーク（公共職業安定所）

内容	ボランティアの派遣依頼について
お問い合わせ	●特設サイト 「令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨・石川県災害ボランティア情報」 (https://prefvc-ishikawa.jimdofree.com/) ※こちらのQRコードから ⇒ ●最寄りの市町災害ボランティアセンター（市町社会福祉協議会） ●石川県災害対策ボランティア本部（石川県女性活躍・県民協働課） TEL：076-225-1365 

制度の名称	インターネット（HP・SNS）による被災者支援情報の発信
支援の種類	サービス
概要	石川県が提供する各種被災者支援情報（住居、くらしの情報、道路交通など）を、ホームページ（HP）やSNS（X、LINE、Instagram）により発信します。
お問い合わせ	県戦略広報課 TEL：076-225-1362 以下のQRコードから接続します。 HP  ※LINEでは避難所以外の場所にいる方の情報登録を受け付けています。 登録いただいた方の状況に合わせた支援の情報をお届けします。 X  LINE  Instagram 

制度の名称	文化財補助金事業
支援の種類	補助
制度の内容	●被害を受けた国指定等文化財または県指定文化財の復旧に関する補助
活用できる方	●被害を受けた国指定等文化財または県指定文化財の所有者
お問い合わせ	お住まいの市町の文化財担当課

制度の名称	文化財等災害復旧事業
支援の種類	補助
制度の内容	●被害を受けた民間所有の国指定等文化財または県指定文化財、市町指定文化財に加え、指定等を受けていない建造物や美術工芸品等に関する、復興基金を活用した補助 ●補助率 指定等文化財：所有者負担の2/3 指定等を受けていない建造物や美術工芸品等（※）：所有者負担の1/2 ※市町が一定の価値を認めるものに限る。
活用できる方	●被害を受けた国指定等文化財または県指定文化財、市町指定文化財に加え、指定等を受けていない建造物や美術工芸品等の民間所有者 ※指定等を受けていない文化財については、宗教施設を除く。 ※文化財補助金事業との併用可
お問い合わせ	お住まいの市町の文化財担当課

制度の名称	仮設住宅自治組織形成支援事業		
支援の種類	補助		
制度の内容	応急仮設住宅において、自治組織等の形成を促し、主体的な互助・共助の取組を推進するため、自治組織等の立ち上げ・活動にかかる経費を支援するものです。		
活用できる方	① 応急仮設住宅（建設型）の入居世帯で構成された自治組織		
	② 応急仮設住宅（建設型・賃貸型）、県内の公営住宅※の入居世帯が所属する既存の自治組織（自治組織の構成世帯のうち仮設入居者が2割以上）		
	③ 応急仮設住宅（賃貸型）、県内の公営住宅※の拡散した入居世帯に対し地域リーダー等が呼びかけて形成された組織		
	※被災し目的外使用として一時入居をしている県内の公営住宅		
	<補助額>		
	区分	自治組織に参加する 応急仮設住宅入居世帯数	助成金の上限額
	① に該当する自治組織	5～50世帯	100,000円
		51～100世帯	150,000円
		101世帯以上	200,000円
	② に該当する自治組織	5～50世帯	50,000円
51～100世帯		75,000円	
101世帯以上		100,000円	
③ に該当する自治組織	5～9世帯	25,000円	
	10世帯以上	50,000円	
お問い合わせ	災害時にお住まいの市町（実施の有無あり）		

制度の名称	地域コミュニティ施設等再建支援事業
支援の種類	補助
制度の内容	●支援対象 以下の要件をすべて満たすもので、コミュニティを維持するために復旧が必要と市町長が認定する施設等 ①市町の区域内に存在しており、土地に固定している工作物または建築物であること ②専ら地域（集落）の住民が利用していること ※憲法に定める政教分離の原則に抵触する利用は除く ③専ら地域（集落）の住民が交代で維持・管理していること ④地域（集落）の住民が参加する祭りや行事などのコミュニティ活動に現に活用され、今後も活用を継続すること ●対象経費 ①建替の場合（本体工事、付帯設備、外構工事、地盤復旧・改良工事、設計監理委託に要する経費） ②修繕の場合（建物本体、付帯設備及び外構工事の補修工事、地盤復旧・改良工事及び設計監理委託に要する経費） ※土地購入費及び事務費は除く ※他の補助金を活用した施設等がある場合は、当該施設等に係る経費を補助対象経費から控除する。 ※認可地縁団体が所有するもので、単独災害復旧事業債の対象となる施設は除く。 ●補助額 上限額：12,000千円 ●補助率 3/4
活用できる方	支援対象となる施設を管理する集落又は自治会等
お問い合わせ	お住まいの市町

制度の名称	地域の祭り再開支援事業
支援の種類	補助
制度の内容	●支援対象 七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町の6市町を中心とする、令和6年能登半島地震、奥能登豪雨の被災地において、地震又は豪雨により用具の破損や担い手不足などの影響が及んでいる祭りを開催するための事業 ●対象経費 祭りの用具や保存庫等の修理・新調（経年劣化によるものを除く）、後継者の育成のための研修会や気運醸成に向けたシンポジウム・検討会、情報発信や広報に要する経費、祭りの開催に係る各種消耗品購入、外部協力者謝礼（警備・清掃など）、資機材借上に要する経費 ●補助額 3年間で最大150万円 ●補助率 対象経費の10/10
活用できる方	（1）自治会、町内会または区等の地縁団体 （2）複数の地縁団体の区域を対象とした、祭りの保存及び継承を目的とする保存会または実行委員会等の団体
お問い合わせ	お住まいの市町の文化振興担当課

内容	「祭りお助け隊」（祭りのボランティア）の派遣依頼について	
制度の内容	キリコの担ぎ手や祭りの運営補助を行うボランティア「祭りお助け隊」を地域の要望に応じて派遣	
対象	七尾市以北の6市町の祭り	
お問い合わせ	石川県文化振興課 TEL：076-225-1371 ホームページ https://www.ishikawa-matsuri-otasuketai.jp ※こちらのQRコードから ⇒ 	

制度の名称	能登の文化団体活動再開支援事業	
支援の種類	補助	
制度の内容	●支援対象 令和6年能登半島地震、奥能登豪雨の影響により、活動を休止・縮小している文化団体が、活動再開に向けて、会員を募るための体験会や、発表会・展示会等を開催する事業 ●対象経費 用具の購入・修繕費、体験会の材料費、会場費、会場設営費など ●補助額 最大25万円 ●補助率 対象経費の10/10	
活用できる方	令和6年能登半島地震、奥能登豪雨の影響により、用具の破損や会員離れ等で活動を休止・縮小している文化団体（3年以上の活動実績がある団体）	
お問い合わせ	（公財）いしかわ県民文化振興基金（石川県文化振興課内） TEL：076-225-1371 ホームページ https://www.pref.ishikawa.lg.jp/muse/noto_bunka.html ※こちらのQRコードから ⇒ 	

●県の手数料等の減免

①被災した建築物の復旧等に係る手数料

手数料等名称	根拠規定	問合先	
		所属	連絡先
建築確認申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	土木部建築住宅課	076-225-1778
建築完了検査手数料	石川県手数料条例第 5 条	土木部建築住宅課	076-225-1778
建築中間検査手数料	石川県手数料条例第 5 条	土木部建築住宅課	076-225-1778
構造計算適合性審査手数料	石川県手数料条例第 5 条	土木部建築住宅課	076-225-1778
検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	土木部建築住宅課	076-225-1778
建築確認申請台帳記載事項証明書交付手数料	石川県手数料条例第 5 条	土木部建築住宅課	076-225-1778
仮設興行場等建築許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	土木部建築住宅課	076-225-1778
長期優良住宅認定等手数料	石川県手数料条例第 5 条	土木部建築住宅課	076-225-1777
低炭素建築物認定等手数料	石川県手数料条例第 5 条	土木部建築住宅課	076-225-1777
建築物省エネ認定等手数料	石川県手数料条例第 5 条	土木部建築住宅課	076-225-1777
道路使用許可申請手数料	石川県警察関係手数料条例第 5 条	警察本部交通規制課	076-225-0110

②納税証明書交付手数料

手数料等名称	根拠規定	問合先	
		所属	連絡先
納税証明書交付手数料	石川県税条例第 5 条	総務部税務課	076-225-1273

③各種免許証・登録証等の再交付・書換のための手数料

手数料等名称	根拠規定	問合先	
		所属	連絡先
免税軽油使用者証交付手数料	石川県税条例第 131 条の 10	総務部税務課	076-225-1272
免税軽油使用者証書換え手数料	石川県税条例第 131 条の 10	総務部税務課	076-225-1272
危険物取扱者免状再交付手数料	石川県手数料条例第 5 条	危機管理部消防保安課	076-225-1481
消防設備士免状再交付手数料	石川県手数料条例第 5 条	危機管理部消防保安課	076-225-1481
火薬類取扱保安責任者免状再交付手数料	石川県手数料条例第 5 条	危機管理部消防保安課	076-225-1481
火薬類製造保安責任者免状（丙種）再交付手数料	石川県手数料条例第 5 条	危機管理部消防保安課	076-225-1481
高圧ガス製造保安責任者免状再交付手数料	石川県手数料条例第 5 条	危機管理部消防保安課	076-225-1481
高圧ガス販売主任者免状再交付手数料	石川県手数料条例第 5 条	危機管理部消防保安課	076-225-1481
液化石油ガス設備士免状再交付手数料	石川県手数料条例第 5 条	危機管理部消防保安課	076-225-1481
電気工事士免状再交付手数料	石川県手数料条例第 5 条	危機管理部消防保安課	076-225-1481
登録電気工事業者登録証再交付手数料	石川県手数料条例第 5 条	危機管理部消防保安課	076-225-1481
通訳案内士登録証再交付手数料	石川県手数料条例第 5 条	文化観光スポーツ部国際観光課	076-225-1124
介護支援専門員証交付手数料（再交付のみ）	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部長寿社会課	076-225-1498

准看護師免許証再交付手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部医療対策課	076-225-1433
衛生検査所登録証明書再交付手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部医療対策課	076-225-1433
栄養士免許証再交付手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部健康推進課	076-225-1584
調理師免許証再交付手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部健康推進課	076-225-1584
認定薬局認定証書換交付申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
認定薬局認定証再交付申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
配置販売従事者身分証明書書換え交付申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
配置販売従事者身分証明書再交付申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品又は再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品又は再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品又は再生医療等製品の製造業又は修理業の許可証又は登録証の再交付申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
薬局開設、医薬品販売業、高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品販売業の許可証の再交付申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
医薬品販売従事登録証書換手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
医薬品販売従事登録証再交付手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者、向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許証又は向精神薬試験研究施設設置者の登録証の再交付手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
大麻取扱者登録変更手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
大麻取扱者免許証再交付手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証再交付手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定証再交付手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
毒物劇物製造業・販売業登録票再交付手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
ふぐ処理資格者免許証再交付申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
ふぐ処理営業許可証再交付申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
製菓衛生師免許証書換え交付手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
製菓衛生師免許証再交付手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
クリーニング師免許証訂正申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1441
クリーニング師免許証再交付申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1441
動物取扱業登録証再交付	石川県手数料条例第 5 条	いしかわ動物愛護センター	076-204-8622

特定動物飼養保管許可証再交付	石川県手数料条例第5条	いしかわ動物愛護センタ ー	076-204-8622
保育士登録証再交付手数料	石川県手数料条例第5条	健康福祉部少子化対策監 室	076-225-1497
受胎調節実地指導員指定証再交付手数料	石川県手数料条例第5条	健康福祉部少子化対策監 室	076-225-1424
受胎調節実地指導員標識再交付手数料	石川県手数料条例第5条	健康福祉部少子化対策監 室	076-225-1424
狩猟者登録証再交付手数料	石川県手数料条例第5条	生活環境部自然環境課	076-225-1476
狩猟者記章再交付手数料	石川県手数料条例第5条	生活環境部自然環境課	076-225-1476
狩猟者免状再交付手数料	石川県手数料条例第5条	生活環境部自然環境課	076-225-1476
職業訓練指導員免許証再交付手数料	石川県手数料条例第5条	商工労働部労働企画課	076-225-1533
技能検定合格証書再交付手数料	石川県手数料条例第5条	商工労働部労働企画課	076-225-1533
計量証明事業登録証訂正・再交付手数料	石川県手数料条例第5条	計量検定所	076-254-5507
家畜商免許証再交付手数料	石川県手数料条例第5条	農林水産部畜産振興・防 疫対策課	076-225-1623
家畜商免許証書換交付手数料	石川県手数料条例第5条	農林水産部畜産振興・防 疫対策課	076-225-1623
家畜人工授精師免許証再交付手数料	石川県手数料条例第5条	農林水産部畜産振興・防 疫対策課	076-225-1623
家畜人工授精師免許証書換交付手数料	石川県手数料条例第5条	農林水産部畜産振興・防 疫対策課	076-225-1623
家畜人工授精所開設許可証再交付手数料	石川県手数料条例第5条	農林水産部畜産振興・防 疫対策課	076-225-1623
家畜人工授精所開設許可証書換交付手 数料	石川県手数料条例第5条	農林水産部畜産振興・防 疫対策課	076-225-1623
動物用医薬品販売従事登録証再交付手 数料	石川県手数料条例第5条	農林水産部畜産振興・防 疫対策課	076-225-1627
動物用医薬品販売従事登録証書換え交 付手数料	石川県手数料条例第5条	農林水産部畜産振興・防 疫対策課	076-225-1627
林業種苗生産事業者登録証再交付手数料	石川県手数料条例第5条	農林水産部森林管理課	076-225-1646
林業種苗生産事業者登録証書換手数料	石川県手数料条例第5条	農林水産部森林管理課	076-225-1646
宅地建物取引士証再交付手数料	石川県手数料条例第5条	土木部建築住宅課	076-225-1778
風俗営業許可申請手数料（許可証再交 付）	石川県警察関係手数料条例第 5条	警察本部生活安全企画課	076-225-0110
風俗営業許可申請手数料（許可証書換 え）	石川県警察関係手数料条例第 5条	警察本部生活安全企画課	076-225-0110
風俗営業許可申請手数料（性風俗届出確 認書再交付）	石川県警察関係手数料条例第 5条	警察本部生活安全企画課	076-225-0110
風俗営業許可申請手数料（性風俗変更届 出確認書交付）	石川県警察関係手数料条例第 5条	警察本部生活安全企画課	076-225-0110
古物営業許可申請手数料（許可証再交 付）	石川県警察関係手数料条例第 5条	警察本部生活安全企画課	076-225-0110
古物営業許可申請手数料（許可証書換 え）	石川県警察関係手数料条例第 5条	警察本部生活安全企画課	076-225-0110
質屋営業許可申請手数料（許可証再交 付）	石川県警察関係手数料条例第 5条	警察本部生活安全企画課	076-225-0110
質屋営業許可申請手数料（許可証書換 え）	石川県警察関係手数料条例第 5条	警察本部生活安全企画課	076-225-0110
銃砲刀剣等所持許可（許可証再交付）	石川県警察関係手数料条例第 5条	警察本部生活安全企画課	076-225-0110
銃砲刀剣等所持許可（許可証書換え）	石川県警察関係手数料条例第 5条	警察本部生活安全企画課	076-225-0110
警備業認定手数料（警備員指導教育責任 者資格者証再交付）	石川県警察関係手数料条例第 5条	警察本部生活安全企画課	076-225-0110

警備業認定手数料（警備員指導教育責任者資格者証書換え）	石川県警察関係手数料条例第5条	警察本部生活安全企画課	076-225-0110
警備業認定手数料（合格証明書再交付）	石川県警察関係手数料条例第5条	警察本部生活安全企画課	076-225-0110
警備業認定手数料（合格証明書書換え）	石川県警察関係手数料条例第5条	警察本部生活安全企画課	076-225-0110
警備業認定手数料（機械警備業務管理者資格者証再交付）	石川県警察関係手数料条例第5条	警察本部生活安全企画課	076-225-0110
警備業認定手数料（機械警備業務管理者資格者証書換え）	石川県警察関係手数料条例第5条	警察本部生活安全企画課	076-225-0110
道路使用許可証再交付手数料	石川県警察関係手数料条例第5条	警察本部交通規制課	076-225-0110
運転免許試験手数料（運転免許証再交付）	石川県警察関係手数料条例第5条	運転免許センター	076-238-5901
運転免許試験手数料（仮運転免許証再交付）	石川県警察関係手数料条例第5条	運転免許センター	076-238-5901
運転免許試験手数料（運転経歴証明書再交付）	石川県警察関係手数料条例第5条	運転免許センター	076-238-5901
教育職員免許状再交付手数料	石川県手数料条例第5条	教育委員会教職員課	076-225-1819
教育職員免許状授与証明書交付手数料	石川県手数料条例第5条	教育委員会教職員課	076-225-1819
銃砲刀剣類登録証再交付手数料	石川県手数料条例第5条	教育委員会文化財課	076-225-1844

④被災者の営業再開等に係る許可等手数料

手数料等名称	根拠規定	問合せ先	
		所属	連絡先
薬局開設許可申請手数料	石川県手数料条例第5条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
認定薬局認定申請手数料	石川県手数料条例第5条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
医薬品販売業許可申請手数料	石川県手数料条例第5条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可申請手数料	石川県手数料条例第5条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
再生医療等製品販売業許可申請手数料	石川県手数料条例第5条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
再生医療等製品製造販売業許可申請手数料	石川県手数料条例第5条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
体外診断用医薬品製造販売業許可申請手数料	石川県手数料条例第5条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
第1種医薬品製造販売業の許可申請手数料	石川県手数料条例第5条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
第2種医薬品製造販売業の許可申請手数料	石川県手数料条例第5条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可申請手数料	石川県手数料条例第5条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
医薬部外品製造販売業の許可申請（令第20条第2項に規定する医薬部外品）手数料	石川県手数料条例第5条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
医薬部外品製造販売業の許可申請（令第20条第2項に規定する医薬部外品以外のみ）手数料	石川県手数料条例第5条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
化粧品製造販売業の許可申請手数料	石川県手数料条例第5条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
第1種医療機器製造販売業の許可申請手数料	石川県手数料条例第5条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
第2種医療機器製造販売業の許可申請手数料	石川県手数料条例第5条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
第3種医療機器製造販売業の許可申請手数料	石川県手数料条例第5条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
医薬品製造業の許可申請手数料(無菌)	石川県手数料条例第5条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442

医薬品製造業の許可申請手数料(一般)	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
医薬品製造業の許可申請手数料(包装等)	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
医薬品製造業の登録手数料(保管のみ)	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
医療機器製造業の登録手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
体外診断用医薬品製造業の登録手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
医薬部外品製造業の許可申請手数料(無菌)	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
医薬部外品製造業の許可申請手数料(一般)	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
医薬部外品製造業の許可申請手数料(包装等)	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
医薬部外品製造業の登録手数料(保管のみ)	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
化粧品製造業の許可申請手数料(一般)	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
化粧品製造業の許可申請手数料(包装等)	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
化粧品製造業の登録手数料(保管のみ)	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
医薬品製造販売承認申請手数料(処方せん)	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
医薬品製造販売承認申請手数料(日本薬局方)	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
医薬品製造販売承認申請手数料(その他)	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
薬局製造販売医薬品製造販売承認申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
医薬部外品製造販売承認申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
医療機器修理業許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
向精神薬試験研究施設設置登録申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
覚醒剤施用機関指定申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
覚醒剤研究者指定申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
覚醒剤原料取扱者指定申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
覚醒剤原料研究者指定申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
覚醒剤製造業者指定申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
覚醒剤原料輸入業者指定申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
覚醒剤原料輸出業者指定申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
覚醒剤原料製造業者指定申請	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
毒物劇物の製造業又は輸入業の登録申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
毒物劇物販売業登録申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
ふぐ処理営業許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
飲食店営業許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
飲食店営業許可申請手数料 (臨時)	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
菓子製造業許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
アイスクリーム類製造業許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
乳処理業許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443

特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
乳製品製造業許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
集乳業許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
食肉処理業許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
食肉販売業許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
食肉製品製造業許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
魚介類販売業許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
魚介類競り売り営業許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
水産製品製造業許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
冷凍食品製造業許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
食品の放射線照射業許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
清涼飲料水製造業許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
氷雪製造業許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
食用油脂製造業許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
酒類製造業許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
豆腐製造業許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
納豆製造業許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
麺類製造業許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
そうざい製造業許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
密封包装食品製造業許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
添加物製造業許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
調理の機能を有する自動販売機により調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
液卵製造業許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
漬物製造業許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
食品の小分け業許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
複合型そうざい製造業許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
食品衛生管理者養成施設登録申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
クリーニング所検査手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1441
理容所又は美容所の検査申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1441
旅館業許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1441
旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1441
浴場業許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1441
海水浴場設置許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1441
休憩所設置許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1441

第一種動物取扱業登録申請手数料	石川県手数料条例第5条	いしかわ動物愛護センタ ー	076-204-8622
特定動物飼養保管許可申請手数料	石川県手数料条例第5条	いしかわ動物愛護センタ ー	076-204-8622
食鳥処理事業許可申請手数料	石川県手数料条例第5条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1441
食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請 手数料	石川県手数料条例第5条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1441
食鳥処理衛生管理者養成施設登録手数料	石川県手数料条例第5条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1441
小規模食鳥処理業者の確認規定申請手数 料	石川県手数料条例第5条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1441
小規模食鳥処理業者の確認規定変更認定 申請手数料	石川県手数料条例第5条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1441
一般と畜場設置許可	石川県手数料条例第5条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1441
簡易と畜場設置許可	石川県手数料条例第5条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1441
温泉掘削許可等手数料	石川県手数料条例第5条	生活環境部環境政策課	076-225-1491
第一種フロン類回収業者登録手数料	石川県手数料条例第5条	生活環境部環境政策課	076-225-1463
第一種フロン類回収業者登録更新手数料	石川県手数料条例第5条	生活環境部環境政策課	076-225-1463
建築物清掃業者等登録手数料	石川県手数料条例第5条	生活環境部環境政策課	076-225-1491
汚染土壌処理業許可申請手数料等	石川県手数料条例第5条	生活環境部環境政策課	076-225-1463
汚染土壌処理業許可更新申請手数料	石川県手数料条例第5条	生活環境部環境政策課	076-225-1463
汚染土壌処理業許可事項変更申請手数料	石川県手数料条例第5条	生活環境部環境政策課	076-225-1463
産業廃棄物収集運搬業許可等申請手数料	石川県手数料条例第5条	生活環境部資源循環推進 課	076-225-1472
使用済自動車引取業者登録申請手数料	石川県手数料条例第5条	生活環境部資源循環推進 課	076-225-1472
使用済自動車引取業者登録更新申請手数 料	石川県手数料条例第5条	生活環境部資源循環推進 課	076-225-1472
フロン類回収業者登録申請手数料	石川県手数料条例第5条	生活環境部資源循環推進 課	076-225-1472
フロン類回収業者登録更新申請手数料	石川県手数料条例第5条	生活環境部資源循環推進 課	076-225-1472
解体業許可申請手数料	石川県手数料条例第5条	生活環境部資源循環推進 課	076-225-1472
解体業許可更新申請手数料	石川県手数料条例第5条	生活環境部資源循環推進 課	076-225-1472
破砕業許可申請手数料	石川県手数料条例第5条	生活環境部資源循環推進 課	076-225-1472
破砕業許可更新申請手数料	石川県手数料条例第5条	生活環境部資源循環推進 課	076-225-1472
破砕業変更許可申請手数料	石川県手数料条例第5条	生活環境部資源循環推進 課	076-225-1472
漁業許可申請手数料（5トン以上）	石川県手数料条例第5条	農林水産部水産課	076-225-1653
小型漁船総トン数の測度手数料	石川県手数料条例第5条	農林水産部水産課	076-225-1653
漁船登録申請手数料	石川県手数料条例第5条	農林水産部水産課	076-225-1653
漁船登録変更申請手数料	石川県手数料条例第5条	農林水産部水産課	076-225-1653
漁船登録再交付手数料	石川県手数料条例第5条	農林水産部水産課	076-225-1653
漁船登録謄本原簿申請手数料	石川県手数料条例第5条	農林水産部水産課	076-225-1653
漁船登録検認申請手数料	石川県手数料条例第5条	農林水産部水産課	076-225-1653
遊漁船業者登録申請	石川県手数料条例第5条	農林水産部水産課	076-225-1653

遊漁船業者更新申請書	石川県手数料条例第 5 条	農林水産部水産課	076-225-1653
漁業権免許申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	農林水産部水産課	076-225-1653
漁業権共有認可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	農林水産部水産課	076-225-1653
漁業権移転認可申請	石川県手数料条例第 5 条	農林水産部水産課	076-225-1653
休業中の漁業許可申請	石川県手数料条例第 5 条	農林水産部水産課	076-225-1653
風俗営業許可申請手数料（一般風俗営業）	石川県警察関係手数料条例第 5 条	警察本部生活安全企画課	076-225-0110
風俗営業許可申請手数料（ぱちんこ屋営業・基本）	石川県警察関係手数料条例第 5 条	警察本部生活安全企画課	076-225-0110
風俗営業許可申請手数料（滅失による特例・加算）	石川県警察関係手数料条例第 5 条	警察本部生活安全企画課	076-225-0110
風俗営業許可申請手数料（ぱちんこ屋営業・加算）	石川県警察関係手数料条例第 5 条	警察本部生活安全企画課	076-225-0110
風俗営業許可申請手数料（構造設備変更）	石川県警察関係手数料条例第 5 条	警察本部生活安全企画課	076-225-0110
風俗営業許可申請手数料（遊技機変更・認定機）	石川県警察関係手数料条例第 5 条	警察本部生活安全企画課	076-225-0110
風俗営業許可申請手数料（遊技機変更・検定機）	石川県警察関係手数料条例第 5 条	警察本部生活安全企画課	076-225-0110
風俗営業許可申請手数料（遊技機変更・加算）	石川県警察関係手数料条例第 5 条	警察本部生活安全企画課	076-225-0110
自動車保管場所証明申請手数料	石川県警察関係手数料条例第 5 条	警察本部交通規制課	076-225-0110

⑤その他、被災に伴い必要が生じた手続きに係る使用料・手数料等

手数料等名称	根拠規定	問合せ先	
		所属	連絡先
旅券発給手数料（県証紙分のみ）（国印紙分は除く）	石川県手数料条例第 5 条	文化観光スポーツ部国際交流課	076-223-9109
介護福祉士修学資金等貸与（返還猶予）※H20 年度までの貸与分	石川県介護福祉士等修学資金貸与条例第 6 条	健康福祉部厚生政策課	076-225-1419
介護老人保健施設開設許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部長寿社会課	076-225-1416
介護老人保健施設変更許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部長寿社会課	076-225-1416
介護医療院開設許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部長寿社会課	076-225-1416
介護医療院変更許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部長寿社会課	076-225-1416
心身障害者扶養共済制度掛金の減免	石川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第 5 条	健康福祉部障害保健福祉課	076-225-1426
診断書交付手数料	石川県こころの健康センター条例第 5 条	こころの健康センター	076-238-5761
病院等検査手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部医療対策課	076-225-1433
県立病院の使用料、手数料	石川県病院事業の設置等に関する条例第 5 条	健康福祉部医療対策課	076-225-1431
死体保存許可手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部医療対策課	076-225-1433
看護師等修学資金貸付金（返還猶予）	石川県看護師等修学資金貸与条例第 6 条第 5 項第 5 号、同規則第 9 条第 2 項第 4 号	健康福祉部医療対策課	076-225-1431
石川県立総合看護専門学校授業料（第二看護学科）	石川県立総合看護専門学校条例第 6 条第 1 項	総合看護専門学校	076-238-5877
石川県立総合看護専門学校授業料（第三看護学科）	石川県立総合看護専門学校条例第 6 条第 1 項	総合看護専門学校	076-238-5877
石川県立総合看護専門学校授業料（准看護学科）	石川県立総合看護専門学校条例第 6 条第 1 項	総合看護専門学校	076-238-5877

配置販売従事者身分証明書交付申請	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
医薬品登録販売者試験手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
医薬品販売従事登録申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
麻薬卸売業者免許申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
麻薬小売業者免許申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
麻薬施用者免許申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
麻薬管理者免許申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
麻薬研究者免許申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
向精神薬卸売業者免許申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
向精神薬小売業者免許申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
大麻取扱者免許申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
毒物劇物取扱者試験手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1442
ふぐ処理資格者免許申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
ふぐ処理資格者試験手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
製菓衛生師免許申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
製菓衛生師試験手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1443
クリーニング師試験手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1441
クリーニング師免許申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1441
動物取扱責任者研修会受講手数料	石川県手数料条例第 5 条	いしかわ動物愛護センタ ー	076-204-8622
犬猫引取手数料（成犬、成猫）	石川県手数料条例第 5 条	いしかわ動物愛護センタ ー	076-204-8622
犬猫引取手数料（子犬、子猫）	石川県手数料条例第 5 条	いしかわ動物愛護センタ ー	076-204-8622
収容動物返還手数料	石川県手数料条例第 5 条	いしかわ動物愛護センタ ー	076-204-8622
収容動物飼養管理手数料	石川県手数料条例第 5 条	いしかわ動物愛護センタ ー	076-204-8622
受胎調節実地指導員指定証交付手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部少子化対策監 室	076-225-1424
受胎調節実地指導員標識交付手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部少子化対策監 室	076-225-1424
受胎調節実地指導員指定証訂正手数料	石川県手数料条例第 5 条	健康福祉部少子化対策監 室	076-225-1424
母子寡婦福祉資金貸付金（返還猶予、据 置延長）	母子父子寡婦福祉法施行令第 8 条第 6 項、第 1 9 条	健康福祉部少子化対策監 室	076-225-1421
保育士修学資金等貸与（返還猶予）	石川県保育士修学資金貸与事 業実施要綱第 1 1	健康福祉部少子化対策監 室	076-225-1497
特定計量器の検定手数料	石川県手数料条例第 5 条	計量検定所	076-254-5507
装置検査手数料	石川県手数料条例第 5 条	計量検定所	076-254-5507
基準機検査手数料	石川県手数料条例第 5 条	計量検定所	076-254-5507
計量証明検査手数料	石川県手数料条例第 5 条	計量検定所	076-254-5507
定期検査手数料	石川県手数料条例第 5 条	計量検定所	076-254-5507
山中漆器産業技術センター授業料	石川県立山中漆器産業技術セ ンター条例第 1 2 条	商工労働部経営支援課伝 統産業振興室	076-225-1526
九谷焼技術研修所授業料	石川県九谷焼技術研修所条例 第 7 条	九谷焼技術研修所	0761-57-3340

九谷焼技術者自立支援工房個室工房使用料	石川県九谷焼技術者自立支援工房条例第7条、第8条	九谷焼技術研修所	0761-57-3340
工業試験場における分析・試験等手数料	石川県手数料条例第5条	工業試験場	076-267-8080
石川トライアルセンター使用料（施設・設備）	石川トライアルセンター条例第4条	工業試験場	076-267-8080
石川トライアルセンター使用料（開放試験機器）	石川トライアルセンター条例第4条	工業試験場	076-267-8080
石川県新分野創造開発支援センター使用料（施設・設備）	石川新分野創造開発支援センター条例第4条	工業試験場	076-267-8080
石川県新分野創造開発支援センター使用料（開放試験機器）	石川新分野創造開発支援センター条例第4条	工業試験場	076-267-8080
いしかわ次世代産業創造支援センター使用料(施設・設備)	石川県次世代産業創造支援センター条例第4条	工業試験場	076-267-8080
いしかわ次世代産業創造支援センター使用料(開放試験機器)	石川県次世代産業創造支援センター条例第4条	工業試験場	076-267-8080
就農支援資金貸付金（償還猶予）	石川県就農支援資金貸付金等要領第3の7	農林水産部農業経営戦略課	076-225-1615
予防液交付手数料（豚熱に限る）	石川県手数料条例第5条	農林水産部畜産振興・防疫対策課	076-225-1627
死亡牛検査後の処理手数料 イ 満二十四月齢以上	石川県手数料条例第5条	農林水産部畜産振興・防疫対策課	076-225-1627
死亡牛検査後の処理手数料 ロ 満三月齢以上満二十四月齢未満	石川県手数料条例第5条	農林水産部畜産振興・防疫対策課	076-225-1627
死亡牛検査後の処理手数料 ハ 満三月齢未満	石川県手数料条例第5条	農林水産部畜産振興・防疫対策課	076-225-1627
家畜検査手数料 ヨ一ネ病検査（一時的な預託導入時の検査分に限る）	石川県手数料条例第5条	農林水産部畜産振興・防疫対策課	076-225-1627
家畜検査証明書、家畜注射証明書、家畜薬浴証明書又は家畜投薬証明書の交付手数料（一時的な預託導入時の検査分に限る）	石川県手数料条例第5条	農林水産部畜産振興・防疫対策課	076-225-1627
免疫学的検査料（一時的な預託導入時の検査分に限る）	石川県手数料条例第5条	農林水産部畜産振興・防疫対策課	076-225-1627
遺伝子検査料（一時的な預託導入時の検査分に限る）	石川県手数料条例第5条	農林水産部畜産振興・防疫対策課	076-225-1627
受託放牧料金	放牧場受託放牧規程第11条	（一社）石川県農業開発公社	076-256-5112
国営能登農地開発地における農地の貸付料	農業経営基盤強化促進法第7条、農地法第20条	（一社）石川県農業開発公社	076-256-5112
石川県海岸占用料	石川県海岸占用料等徴収条例第5条、第7条	農林水産部農業基盤課	076-225-1636
林業・木材産業改善資金（返還猶予）	石川県林業・木材産業改善資金貸付規則第13条	農林水産部森林管理課	076-225-1643
漁業権を目的とする抵当権設定手数料	石川県手数料条例第5条	農林水産部水産課	076-225-1653
免許漁業原簿謄本又は抄本の交付	石川県手数料条例第5条	農林水産部水産課	076-225-1653
漁場図の謄本又は抄本の交付	石川県手数料条例第5条	農林水産部水産課	076-225-1653
免許漁業原簿閲覧手数料	石川県手数料条例第5条	農林水産部水産課	076-225-1653
漁港施設使用料	石川県漁港管理条例第13条第2項	農林水産部水産課	076-225-1655
漁港施設占用料	石川県漁港管理条例第13条第2項	農林水産部水産課	076-225-1655
水域又は公共空地の占有料	石川県漁港管理条例第13条の2第3項	農林水産部水産課	076-225-1655
沿岸漁業改善資金（償還猶予）	沿岸漁業改善資金助成法第10条	農林水産部水産課	076-225-1657
国土交通省所管公共用財産使用収益料	石川県国土交通省所管公共用財産管理条例第10条	土木部監理課用地室	076-225-1713

岩石採取計画変更認可手数料	石川県手数料条例第 5 条	土木部河川課	076-225-1736
砂利採取計画変更認可手数料	石川県手数料条例第 5 条	土木部河川課	076-225-1736
石川県河川流水占用料	石川県河川流水占用料等徴収条例第 5 条、第 7 条	土木部河川課	076-225-1736
石川県海岸占用料	石川県海岸占用料等徴収条例第 5 条、第 7 条	土木部河川課	076-225-1736
港湾施設使用料	石川県港湾施設管理条例第 10 条、第 12 条	土木部港湾課	076-225-1746
港湾区域等占用料	石川県港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例第 7 条、第 9 条	土木部港湾課	076-225-1746
石川県海岸占用料	石川県海岸占用料等徴収条例第 5 条、第 7 条	土木部港湾課	076-225-1746
県営住宅使用料 (現在の住宅に住むことが困難となった方の家賃、敷金、駐車場使用料に限る)	石川県行政財産使用料条例第 6 条第 1 項第 3 号	土木部建築住宅課	076-225-1776
開発許可申請手数料	石川県手数料条例第 5 条	土木部建築住宅課	076-225-1778
入学検定手数料	石川県手数料条例第 5 条	教育委員会教育政策課	076-225-1817
入学手数料	石川県手数料条例第 5 条	教育委員会教育政策課	076-225-1817
県立学校各種証明書発行手数料	石川県手数料条例第 5 条	教育委員会教育政策課	076-225-1817
石川県育英資金の貸与（返還猶予）	石川県育英資金貸与条例第 3 条、石川県育英資金貸与規則第 17 条	教育委員会教育政策課	076-225-1816

◎石川県庁における電話相談窓口一覧

内容	窓口		電話番号	対応時間
①仮設住宅（民間賃貸含む）への入居、住宅再建に関すること	能登半島地震復旧・復興推進部生活再建支援課		076-225-1962	9:00～17:45
②生活費などお金に関すること	健康福祉部厚生政策課		076-225-1478	9:00～17:45
	石川県社会福祉協議会		076-208-3503	
③医療に関すること	健康福祉部医療支援課		076-225-1431	9:00～17:45
④健康に関すること	健康福祉部健康推進課		076-225-1458	9:00～17:45
⑤子育て支援に関すること	健康福祉部少子化対策監室		076-225-1447	9:00～17:45
⑥高齢者福祉に関すること	健康福祉部長寿社会課		076-225-1487	9:00～17:45
⑦障害のある方の福祉に関すること	健康福祉部障害保健福祉課		076-225-1426	9:00～17:45
⑧県税に関すること	総務部税務課		076-225-1271	9:00～17:45
⑨教育に関すること	教育委員会事務局学校指導課		076-225-1826	9:00～17:45
⑩事業者の支援（補助金・融資・雇用維持等）に関すること	金沢事業者支援センター		0120-867-100	10:00～17:00
	能登事業者支援センター		0120-262-380	
⑪雇用・就労に関すること	いしかわ就職・定住総合サポートセンター（ILAC）		076-235-4540	9:00～18:00 （月～土）
⑫農林漁業者の支援に関すること ※農林総合事務所でも相談を受け付けています。	農業	JAのと本店	0120-338-250	9:00～17:00
		七尾市役所本庁舎	0767-53-8005	
		志賀町役場本庁舎	0767-32-9221	
		石川県珠洲農林事務所	0120-338-760	
	林業	農林水産部森林管理課	076-225-1643	9:00～17:45
	漁業	石川県漁業協同組合(本所)	076-268-1410	9:00～18:00
⑬消費者トラブルに関すること	消費生活支援センター		076-255-2319	(平日)9:00～17:00 (土曜)9:00～12:30
⑭多言語相談に関すること	石川県国際交流協会		076-262-5932	8:30～17:15
⑮性暴力・DV・女性の様々なお悩みに関すること	いしかわ性暴力被害者支援センター		#8891	8:30～17:15
	石川県配偶者暴力相談支援センター		#8008	9:00～17:00
	石川県女性相談支援センター		#8778	9:00～16:30

※お問い合わせの内容に対して、個別にご相談に応じるほか、関係機関の窓口をご案内いたします。

●ひな型（市町独自の支援制度等を追加する際に適宜ご利用ください。）

制度の名称	
支援の種類	
制度の内容	
活用できる方	
お問い合わせ	

相談窓口名	
相談内容, 概要等	
お問い合わせ	